

平成22年第6回(9月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成22年9月8日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年9月8日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 江藤 和利 君
 - ・本町の畜産振興について
 - ・町政運営について
- 2 林田 幸雄 君
 - ・口蹄疫発生に伴う行政対応と今後の町行政が取るべき支援対策は
 - ・町民の健康づくりへの取り組みは
 - ・地デジ化による難視聴地域の対応は
- 3 竹本 修 君
 - ・口蹄疫について
 - ・国の支援は～全て遅滞
 - ・再建への取り組み～町として
- 4 徳弘 美津子 君
 - ・敬老行事
 - ・子育て支援
 - ・あて職のあり方

出席議員(15名)

1番 林田 幸雄 君	2番 徳弘 美津子 君
3番 長野 義勝 君	4番 黒木 則人 君
5番 今井 伸二 君	6番 江藤 和利 君
7番 内藤 逸子 君	8番 竹本 修 君
9番 中村 守 君	10番 米山 知子 君
11番 山下 壽 君	12番 久木野 清人 君
13番 濱本 義則 君	14番 河野 幸夫 君
15番 川越 忠明 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	~~~~~内野宮 正英 君	副町長	~~~~~蓑原 敏朗 君
教育長	~~~~~佐藤 賢一郎 君	会計管理者・会計課長	~~~~~佐藤むつ子 君
総務課長	~~~~~吉田 一二六 君	総合政策課長	~~~~~諸 橋 司 君
農林水産課長	~~~~~押 川 義 光 君	農村整備課長	~~~~~横 尾 剛 君
建設課長	~~~~~村 井 俊 文 君	上下水道課長	~~~~~河 野 秀 二 君
農業委員会 事務局長	~~~~~高 松 秀 樹 君	教育総務課長	~~~~~永 友 好 典 君
生涯学習課長	~~~~~吉田 喜久吉 君	税務課長	~~~~~篠 原 浩 君
町民課長	~~~~~佐 藤 弘 君	環境対策課長	~~~~~黒 木 秀 一 君
健康福祉課長	~~~~~米 田 正 直 君	代表監査委員	~~~~~三 角 巖 君

午前9時00分開会

○議長（川越 忠明君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりでございます。

日程第1「一般質問」を行います。議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

なお、今回口蹄疫発生により、6月議会での一般質問が自粛となりましたこともありまして、7人中5人の議員の通告書に口蹄疫関係の質問が出されております。やむを得ず重複することもあるかと思いますが、内容について同じ場合には議事進行について御理解をいただき、御協力をお願いします。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、江藤和利君に発言を許します。

○議員（江藤 和利君） 先に通告しておりました順序に従って一般質問をさせていただきたいと思っております。

本町の畜産振興について、2000年3月に92年ぶりに発生した家畜伝染病口蹄疫は、本県の畜産界を震撼させた伝染病は発生後47日間で終息をいたしました。当時台湾で390万頭の豚が殺処分されたことを考えれば、宮崎県での発生農家3戸、処分された牛35頭という本県の数字は奇跡的だったとも言えます。10年前の記憶が残り、口蹄疫をこの程度の病気と思い込んで、初動の防疫体制が甘かったのではないかと悔やまれてなりません。

今回、都農町で4月20日に発生し、翌日4月21日、川南町で発生、わずか2カ月の間でワクチン接種農家も含め1,304戸の畜産農家から家族同様に育ててきた28万8,649頭の牛、豚、その他の尊い命を奪い去りました。

また、県全体の約4分の1が無念の思いで死んでいきました。この間、見えないウイルスの恐怖におののき、言い知れぬ不安に陥り、おのずと仲間との交流も途絶えてしまった農家の方々も多くいられたことと思います。

このような状況の中、畜産農家はどこで発生しているのかわからない、口蹄疫発生農場の詳細な情報を公開しなかった行政、JAに対し、不信感は積もりに積もったようであります。ウイルスが近づいているのもわからず、発生農場の近辺も避けて通ることもできず、目隠しされた緊張や恐怖の中で孤独な防疫作業を強いられ、そして、知らない間に近くの農場で発生していました。

行政、JAは、発生農場の公表を最後まで見送り、個人情報であり、発生農家の心情にも配慮された結果ではありますが、農家は仲間と連絡を取り合い、情報の収集に躍起になりました。発生農家を公表して防疫を優先すべきであったのではないかと、変に情報を伏せるから不信感を招いたのではないかと、その上、ウイルスを拾いやすい牛、劇的にウイルスを増幅する豚へと感染して残念でなりません。

今回経験し、学んだことを無駄にすることなく、二度とこのような惨事を繰り返さないために犠牲となった家畜に、また報いるために、また応援をしていただいた方々の期待にこたえるために原因究明され、町独自の防疫マニュアルを作成すべきではないか。

本町の畜産の再生に向かって家畜伝染病発生ゼロの地域を目指して、畜産農家全戸が衛生管理や防疫に対する意識を高め、地域ぐるみの定期的な一斉消毒日の設定、畜産環境の改善、粗飼料自給率の向上、飼料米に対する保管施設の設置、飼養規模の適正化に努めていくべきでないか。

再生していく中で、飼料管理技術の改善等に努め、一日も早く「畜産の町川南」の復興することを願うものであります。そのためには、町民の皆様が心配されております埋却地の環境、町独自の感染経路の究明、大型農場、外部資本への対応、条例、規則の制定、行政指導はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

次に、町政運営についてお伺いをいたします。

全国から本町に寄せられた約2億2,300万円余りの義援金と、また、数多くの励ましの手紙をいただき、応援の輪が広がり、勇気と感動を与えていただきました。本当に頭の下がる思いでいっぱいであり、この御恩は決して忘れることはございません。元気な川南を早急に取り戻すことが恩返しになると同時に、失われた多くの尊い命に報いることだと信じています。

そうした中、義援金の中より川南町口蹄疫対策支援金配分金としていただき、川南町復興対策基金を設置されましたが、設置の目的達成に向かって基金処分をしていただけるものと思っております。再建計画等の対策として家畜導入助成措置が最大の課題であろうと思われまます。22年、23年、24年、25年の4年間で、畜種別にどのように対応される考えであるかと。

次に、財政再生に取り組む姿勢にお伺いいたします。

財政は、単年度に限らず、長期にわたって健全でなければなりません。一般的にその尺度として経常収支比率が検討されています。本町の一般会計決算によると、平成15年度79.3%、平成21年度90.1%で、財政構造が悪化しております。町村では大体経常収支比率は70%から75%が理想と言われております。理想より15%も21年度は高くなっております。それだけ普通建設事業に向ける一般財源が不足しております。この原因をどのようにとらえていますか。

地方債におきましては、平成15年82億3,785万4,000円の残高でありましたが、町政運営方針で年間2億円ぐらいを減額したいと申されております。平成21年度は67億9,738万7,000円の残高になっております。6年間で14億4,046万7,000円余り減額になっており、公債比率は警戒ラインの15%を超えていましたが、平成21年は13.8%に下がり、公債比率は改善されております。経常収支比率と公債比率をどのように見ておられるか、お伺いをいたします。

特に、行財政を中心に山積する課題、あるいは基幹産業の振興、尾鈴土地改良区、環境、町民の福祉向上に必要な問題解決に向けて7年4カ月余り行政を担ってこられたわけですが、経済情勢を含め、非常に変化の大きい時代でなかったかと思えます。今後も財政基

盤をしっかりと、集中改革プランの実行と口蹄疫復興を見届けるまで頑張って、再度立候補される考えはないか、お伺いをいたします。

○町長（内野宮 正英君） おはようございます。江藤議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、通告書の順に御説明を申し上げていきたいと思います。

まず、初動防疫の関係についての御質問でございます。

初動防疫につきましては、基本的には家畜保健所の指導のもとに行うというのが、これが基本でございます。それは家伝法に基づく対応だと、こういうことであります。

ただ、今回の中で疫学調査チームの発表によりますと、初期、当初出た4月20日時点では複数の農場が発生していたのではないかと、こういうようなこと等から、実際には点への防除、消毒を中心にやっていっていったところでございます。

しかしながら、現時点の中で考えました場合には、初動から面的な消毒防除の体制をとるべき必要があったのではないかと、このように思っているところでございます。

それから、ワクチンの接種につきましては、これは基本的には家畜伝染予防法の中ではワクチン殺処分を行うという意味合いでの対応と、このワクチン接種というのは定められていないということでございます。問題は補償の担保がないということが最大の課題でございます。このことがないと、行政サイドにしましても説明ができないと、理解が得られないと、こういうことでまいった訳であります。特別措置法が時限立法で公布されたわけですが、結果的には我が国でも初めてのワクチン接種を行ったと、こういう実態になっております。大変いろいろ最終段階等にまいりますと、いろいろ本当に御意見がございまして、苦慮したところもあるわけでございますけれども、農家の皆さん方の協力に感謝をしたいと思います。

ただ、特別措置法にもいろいろまだまだ課題がたくさんあるというのが実態であります。これは基金の問題とか、そういうもの、あるいは今後の支援対策についてが十分な検討がまだ進んでいないと、こういう実態でありますので、これらにつきましては今後とも要望をまいりたいと考えております。

それから、埋却地の環境の問題でございますが、全体で153カ所、61.2ヘクタールの埋却地を行ったところでございます。そういうことから8月に実態調査、殺処分後もその調査等も行って来たわけですが、8月にも家畜保健所と一緒にしまして調査を実施いたしました。わずかなにおいと、しみ出しとか、また、陥没等があるわけでございますけれども、今後とも手直しをしながらやってまいりたいと思っております。

また、埋却地におきます水質調査の問題もあります。これは現在も実施をいたしておりますが、今後とも実施をしてみたいと考えております。

それから、感染原因の究明についてということでございます。問題は何によって発症したのかというのが一番の課題であります。感染については人とか車とか、いろんなことが言わ

れているわけでございますけれども、問題は何で発生をしたのかと、これは藁だとか、外国人との交流だとか、観光だとか、いろんなことが言われておりますけれども、この原因究明が最大の課題だと思っております。そういう意味で、国、あるいは県の調査チームの調査結果に期待をしたいと考えておるところでございます。

それから、粗飼料の対策、これは今後非常に重要な課題になると思っております。前回の10年前の時点におきましても、輸入用わらだとか、いろんなことが言われました。そういう意味合いでは、今転作とか、いろいろ行われておりますので、今後の防疫対策、あるいは農地の有効利用、あるいは粗飼料の自給率を上げていくと、そういう意味合いで、やはり耕畜の連携によります対応を今後やっていかなければいけないと思っております。そのためにはそういう連携をしていく組織的なものを構築をして、その上でどう取り組んでいくのかと、やはり需要と供給とのバランスをとる必要がございますので、そういう意味合いで、そういうようなことを検討してまいりたいと考えております。特に、そういう中には企業的な生産も含めて対応をすることが必要なのかなと、このように思っております。

次に、大型農場、外部資本の対応についての問題であります。

これは今回の中でもいろいろ生産組織の中でもいろいろ議論がされている課題であります。基本的には畜産振興対策協議会を立ち上げて、経営と、それから、防疫環境対策班の2つの組織の中で、今生産者、それから、獣医師、JA、行政、そういうもの、皆さん方にお集まりをいただきまして、無菌状態からどう立ち上げるかという観点の中で、いろいろ議論をいただいております。先ほども御意見ございましたけれども、導入から出荷まで防疫を行うと、あるいは通常の消毒も行っていくと、あるいは堆肥の処理を行うとか、いろいろの問題があるかと思っておりますが、そういう中に大型農家も参画をしていただいて、一緒にやっていくような形をつくらにゃいけないんじゃないかと、そう思っております。

そういう意味合いで、先般大型農家の社長おいでになりましたので、そういうことを強く申し入れいたしました。そしてまた、同感であるので、今後一緒にやらせていただきたいというような御意見をいただきましたので、共存共栄ができるような大型農家の対策というのは検討していく必要があるというふうに考えておるところでございます。

それから、適正規模という問題であります。

これも非常に話題になっております。本当に経営上、あるいは防疫上で、適正な規模というのはどうなのかという議論はあるわけでございます。

しかし、現実の中では規模と収益というのは比例するとはいきませんが、ある程度の比例的な関係にあるということから、大型化してることは事実であります。

しかし、そういう中で、防疫の問題とか自給飼料の問題だとか、そういうものが十分に対応できればいいわけでございますけれども、今後、無菌状態でありますから、付加価値をつけた農業の6次産業化というようなことを考えていくことが当然これは必要になってくるわけでございますので、そういうようなことを十分踏まえて、特に防疫を踏まえた適正な規模、

適正規模というのは、非常に、どの程度がどうで適正かという問題はあるわけですが、これは非常に、経営能力だとかそういう体制だとか、いろいろのことがあるかと思いますが、そういうことを含めた対応の中で考えていく必要があるというふうに思っているところでございます。

それから、次の町政運営の問題であります。特に、基金の問題につきましては翌年度、あるいは将来的に投資をする場合の基金として造成しているもの等あるわけでございます。単年度におきましては、形としては財政調整基金という形で、ちょっと中では大体2億5,000万ぐらいを基金として造成をして、そして、翌年度の事業の予算編成に対応するというをやってまいりました。今回口蹄疫ということの中で、畜産振興をどう行うかというのは、今後5年は最低十分な行政の対応もしていかなければ、現在までの状況に復興することは非常に厳しいと、そう思っております。

そういう状況の中でいけば、これはまだ他にも医療とか、福祉とか、教育とか、あるいは漁業の問題だとか漁港整備とか、そういう課題がたくさんあるわけでございますけれども、そういう全体の中での財源をどう捻出をしていくかと、こういうことになるというふうに思っております。

そういうことから、総合的に財政運営をやっていかなきゃいけないわけですが、畜産というのは川南の7割という農畜産物の生産高を誇ってる、そういうことで、この影響というのは川南の経済にも大きな影響を与えるという観点から申し上げれば、これは最重点課題だと、そのように申し上げて過言ではないと、こう思っております。そのために全体の財政運営、財政状況を勘案しながら、最優先的に対応していくということを念頭に基金等の対策も含めて対応をしてまいりたいと、こう考えておるところでございます。

再建計画等の関係等についてでございますけれども、本当に今回の防疫対策、口蹄疫に係る国の財政的な支援というのが、まだいまだ不明なところが多々あるわけであります。いろんな形で要望も申し上げているところでございますけれども、それがどちらにいくのかというのを実は先般陳情に参りましたときにも対策を交付税なり、あるいは特別交付金等でやるのか、どちらでどうするのかと、やるのかやらないのかと、そういうことを早く示してほしいということを実は申し上げております。ずっといろんな要求をいたしております中でありますので、そういうことを申し上げてるわけであります。そういうことの結果を踏まえて、どう財政の再生のための計画をつくるのかということの中で検討をしていく必要があると、そのように考えているところでございます。問題は今までよりもより重点化といいますか、政策の行政上の重点化を図りながら対応をしていくということが重要になってくるだろうというふうに思っております。

それから、財政再生に取り組む姿勢について御質問がございました。

今までのる申し上げましたように、現在の状況では起債、借金、これにしましても、先ほどございましたように、大体単年度事業規模と同額程度まで起債を減らすことができました。

また、将来の負担比率にしましても、基準的には350というのがあるんですが、80%を切るころまでできました。それは大きいのは人件費の抑制ということが非常に大きいわけですが、今後、扶助費等の増加、当然これは見込まれてくるということでございます。そういうこと等を総合的に勘案しながらの町政運営が必要になってくると、そういうふうにお思っております。

そういう観点から申し上げます、口蹄疫に負けない行財政運営を行いながら畜産の早期再生を図っていく必要があると、また、福祉、あるいは町づくりとか、漁業振興とか、農業振興とか、いろいろありますけれども、総体的に全産業が連携をしながら、活力ある町づくりをしていくことが必要だと、そのように考えております。そのために非常に微力ではありますが、今後の一定の見通しを立てる、畜産の再建が見届けられる状況になるまで頑張っていかなければいけないんじゃないかと、そのように思っている次第でございます。

以上です。

○議員（江藤 和利君） ちょっと一つだけ確認、埋却地の数と面積だけちょっと。

○町長（内野宮 正英君） 153カ所、61.2ヘクタール。

○議員（江藤 和利君） 182カ所ではないかな。

○町長（内野宮 正英君） 公式に出ちよるのは153ということですよ。

○議員（江藤 和利君） 通告順に質問をしていきたいと思っております。

初動防疫のことでお伺いしたいんですけど、ある養豚農家に今回口蹄疫が発生いたしましたので聞きましたなら、「口蹄疫は牛の病気じゃねえとな」と、そういう話が出たんですよ。そして、これは、だから、10年前に宮崎で発生したのが3戸で35頭ということで、養豚農家はそのくらいの最初初動のときに認識しか持ってなかったんです。「いや、牛はかかりやすいけど、豚にかかったらものすごく増幅、ウイルスが発生しますよ」と、そういう話をしますと、「いや、豚にはかからんよ」と、こういう最初話があったものですから、これは大変だと、そして、ちょうど谷垣総裁が来られた4月の27日ですか、ちょうど県の種豚場、県の牧場に入りましたよね。そのとき、だから、自衛隊要請もお願いしたんですけど、そこ辺に対する町民の口蹄疫に対する認識、あそこ辺の甘さがこういう拡大したんじゃないかという考えを持っておるんですけど、今後は町が独自、県、国の防疫体制のマニュアルを作成をされると思うんですけど、先ほど町長も言われましたけど、町独自の究明、現場に出た獣医師、そこ辺の意見も十二分に聞いて、町独自で感染究明、先ほど言われましたように何が原因かと、そういう発言された、ここ辺に対する獣医師の意見を聞きながら町独自で原因究明をされる考えがあるかないか、お伺いいたします。

○町長（内野宮 正英君） 基本的には、先ほどもちょっと申し上げたところでありますが、疫学チームによりまして、現在、調査が行われているというところでございます。そういう中で、今回の口蹄疫、香港0型という口蹄疫に対する認識というのは非常に甘かったと思います。これは当然国も県もそうじゃなかったかと、我々もそうであったと、こう思っております。

ますので、この付近の性状といいますか、性質的なもの認識が十分なかったこと、そのことは10年前の一部分で終息できたということもあったかと思うんでありますが、そういう問題があります。

そういう中で、マニュアル化というのは非常に重要なことだと思っております。やはりそのためには今いろいろ検討いただいておりますけれども、あわせて最終的には自衛防の組織の中で、これは全体、系統も、それから、商系も入った組織でございますので、自衛防を中心にした対策が、また、マニュアル化というのが重要だと、こう思っております。

そういうことから、一例申し上げれば消毒の日というのを設けたらどうかということもございます。そういうようなことを具体的に定めて、全畜産農家が理解をし、協力していくような体制、また、指導力を発揮できる体制をつくっていく必要があると、そのように考えておるところでございます。

○議員（江藤 和利君） 今町長が言われるところだと思いますけど、今回も疫学調査チームが4月20日、都農町で発生したと、その時点で10例か、それ以上発生しておったという疫学調査チームの発表があります。やはりここ辺に対するこの病気の怖さ、そこ辺を徹底するためには今後二度と起こさないような方向のマニュアルをつくって、それを徹底すると、そういう方向で持っていかなければ、ある養豚農場から電話があつて、「豚舎を見てくれ」と、豚が本当にごろごろ死んでおるんですよ。これを見たとき、本当に新聞報道に載りましたけど、あれはちゃんと並べてあつたから、そんなにないんですけど、ごろごろ山積みされておる、そういう状態を見る、初めて口蹄疫のつらさ、怖さを知つたと、そのような本当に天災か人災かわからない、そこ辺を徹底するためには、先ほど言われましたように、やはり疫学調査チームの原因究明、今回も最終的な詰めができるのかできないのかわかりませんが、そこ辺を口蹄疫、病気のつらさ、法定伝染病の怖さ、これを二度と発生させないためには、やはり町民に周知徹底すると、そこ辺をやっていただきたいなと、今後の取り組みとしてそこ辺をいま一度お願いいたします。

○町長（内野宮 正英君） 御意見のとおりだと思います。といいますのは、今回の消毒、最終的に殺処分が終わりましてからの消毒を行いましたけれども、農家によっては消毒機も無いと、あるいは畜舎等の環境についても非常に差があるというようなこと等もございました。また、最終的に堆肥処理を行いましたけれども、それにしても大型機械がないということから、発酵作業ができないと、こういうようなこと等もございました。

そういうようなこと等がございます。そういうことが一方では防疫上で問題になるわけでございますので、そういう点を十分マニュアル化を行うことによって全員の農家の皆さんが協力を一方ではし合うと、助け合うと、共同防除をすとか、そういう助け合うというような姿勢の中で、今後の畜産の振興といいますか、を行っていく必要があると、そのように思っているところでございます。

そういう意味合いで、今回の消毒と防疫の対策班の検討を期待をいたしておりますし、ま

た、今後の課題としては、課題というよりも頑張らなければいけないのが自衛防と、これがどう機能していくかということをも十分今までと違う検証もしながら、体制を作っていくことが必要じゃないかと、そう思っているところであります。

以上です。

○議員（江藤 和利君） もろもろ言われて、初動体制としては今後そのような方向で改善していただきたいんですけど、今回の初動防疫が一番遅れたのは行政と農協の発生場所の公表、これが全然なかったんですね、最後まで。やはり公表して、こういう状態ですよと、早く防除を徹底してくださいと、今町長が言われましたように、本当に農家で防疫体制の格差、これはまこつ雲泥の差があります。ここにも今後は防除機を長期借り入れして、借りたいところには貸しますよという形の体制もとっていただけるような方向で今進んでおりますけど、もし今後このような家畜法定伝染病が発生した場合、隠すことなく、やはり公表して、町民の皆さんに、そして、同じ畜産、ほかの場合もあると思うんですけど、その場合、公表して、やはり発生農場の近くを通らないと、やはりそういう体制が私は初動防疫の一番最初だろうと思うんですよ。もし、こういう状態が発生した場合、今後は隠すことなく公表いたしますか、いたしませんか、そこ辺はどうですか。

○町長（内野宮 正英君） 公表については両意見ございます。といいますのは、最近携帯とか、いろいろありますので、むしろ町、県の公表は結果が出て、そして、公表、記者会見をやって発表すると、それを受けて、町としては防疫体制をとるという流れでありました。これは非常に最初の段階ではこういうことかなという感じでありましたけれども、それでは非常に遅いと、こういうことになりました。

また、畜産農家間ではお互いに情報の提供がずっとされて、どうだこうだということをお互いに情報交換されたらと、むしろ県の発表よりも農家の皆さんからのほうの情報のほうが早いというような実態でありました。

そういうことの中で、私どもが一番心配しましたのは発生した方等、地区を公表すればいいんじゃないとか、いろんな公表の仕方はあると思いますけども、当初説明申し上げておいたのはそういう地域というのは道路の遮断、それから、石灰の散布とか、ずっとやっておりましたので、そういうことで御理解いただきたいというようなことでやってきた経過があるわけでございます。（発言する者あり）今後。

○議長（川越 忠明君） 傍聴席は静かにしてください。

○町長（内野宮 正英君） やはり点的な防除というのが課題になってくるということだと思います。そういう意味合いでは、面的な防除をやると、対策をやるということになれば、そういう情報というのを当然公開しながらやっていく必要があると、そのように思っております。

以上です。

○議員（江藤 和利君） この初動防疫に対しては、今後の一つの課題と思います。今町長

が言われたような方法で、国の疫学チーム、また、県のほうが出た場合には天災であるか人災であるかという問題が出ますので、やはり早く公表して町民、農家が安心して取り組めるような方向で体制を整えていただきたいなと思っております。

次に、ワクチン接種に入りたいと思います。

今回川南町にも患畜とワクチン接種、二つの農家がありました。その中で、今回ワクチン接種して患畜、平均で川南町は11日かかっております、殺処分、埋却。県の平均が9.6日ということで、法定伝染病の中では72時間ということで3日以内と、その3.7倍ぐらいの日数がかかっている。

最初に、11日に対する3.7倍なんですけど、法定伝染病からいけば、ここ辺の殺処分、埋却、これについて最初お伺いをいたしたいと思えます。

○町長（内野宮 正英君） 処分日数につきましては、御意見のとおりでございます。

ただ、問題は牛か豚かということによって、これは大きく違くと、それから、経営規模が大きいか小さいかということ、それから、殺処分に当たりました獣医師等の未経験といえますか、経験する人はいないわけなんですけど、そういうようなこととか、非常に複合的に影響がしてると、特に殺処分の方法という点につきましては、非常に当初は電殺でやっておりました。それから、ガス処分というような方向へ移っていったわけでございますけれども、それらに他のもろもろの要素が影響をしているというふうに思っております。

牛の場合というのは埋却地さえ見つければ、案外10アール当たりで100頭程度の埋却を行ったわけでございますけれども、割りかしうまくと、それがえびのとか、宮崎とか、高岡とか、国富などがより早くできた状況じゃないかと、こう思っております。川南の場合というのは非常に養豚に入りましてからは、非常にそういう幾つか申しあげました条件が重なり合って、早い処分ができなかったと、こういうことでございますので、今後どういう殺処分を行うのかと、適正規模の御意見もございましたけれども、それらの問題もあるといえはると思えます。

また、あるいは施設の問題もあると、いろんなことが重なり合っておりますので、そういう意味合いでの今後のあり方というのは十分検証していく必要があると、そのように思っております。

以上です。

○議員（江藤 和利君） この3日間で、もし殺処分、埋却が進んでおれば、牛の場合、一番長かったのが20日から30日の間かかっているわけなんです。その中で、牛の場合は60頭しか子牛が生まれておりません。豚の場合、9,132頭、殺処分、埋却の間に生まれておる。それがいかに豚のウイルスの増殖率が、増幅率が高いかということ、豚の埋却が進まなければ、ウイルスの増殖をしようと、そう言っても過言ではないというような方向で、いろんな意味で説明をされております。この9,132頭が殺処分、埋却、遅れたわけで、子豚ができておるわけなんです。

川南町は、特に今回ワクチン接種と患畜になった部分の中で、58.1%の川南町の畜産がいかに大きかったということが判明するわけなんですけど、ここ辺に対する最初の殺処分、埋却、指揮系統が最初統一されてなかった、ここ辺も10年前の口蹄疫のあれが生かされてなかったと、そういうことが今回大きくクローズアップされたと思うんです。平均で9.6日、えびの、あっちは川南町がいかに遅れちよるかということで、24時間、殺処分、埋却という形で拡大を防止されてる。

今後こういう体制、指揮系統ではいけないと、先ほど言いましたようにマニュアル、今後は現場に入ったそこ辺の、だから、獣医師の意見を聞いてそこは、先ほども言われましたように、家保が一番権限を持っておりますので、家保の指導のもとと言われますけど、今後いろんな会合があると思います。そこ辺でマニュアル作成するときは、そこ辺の意見を述べて、今度は取り組んでいただきたいなど、殺処分、埋却をいかにどうしたなら早くできるかできないか、そこ辺に対する町長の個人的な考えでも結構ですが、一つお答えを願いたいと。

○町長（内野宮 正英君） 国の実は検証委員会にも呼ばれまして行ったわけでありましたが、そういう中で申し上げたのは、国の権限、それから、県の権限、市町村の権限と、こういうものを分野ごとに定める必要があるんじゃないですかと、例えば、今回の中で県道の道路封鎖の問題がありました。これをいろいろ県と協議するのに結果的に3日かかりました。そういうような防除をする場合において、家保なり、家畜保健所でもいいんですが、即対応できるような権限というものをそれぞれに付与していくことが必要じゃないのかということをお願いしております。

また、予算的なものにしましても、家保が中心的にずっとやってきたわけでございますけれども、途中からは今度は県の本部のほうがいろいろ絞るといいますか、対応を一々相談をしなきゃ対応ができないという、町段階での対応ができないと、こういうような県の本部が、川南本部が対応できないと、こういうような状況もございまして、そういうような全体の流れというものをスムーズに行うためには、やはり権限的なものも含めた見直しをやっていただく必要があると、そのように思っているところでございまして、そんなことを実は申し上げてきているところでございます。

以上です。

○議員（江藤 和利君） 今町長が言われましたように、今後いろいろな会合に出られまして、悪いところは悪いと、そういう形の見直しで、審議会やらに出て、また、よりよいマニュアルをつくっていただきたいなと思います。

次に、埋却地の環境の問題についてお伺いをいたします。

先ほど町長も言われましたけど、川南町口蹄疫復興対策を立ち上げていただいて提案と、環境防疫対策班を設置していただいた。この中で、環境防疫対策班が埋却地の環境、そこ辺を取り組むのか、この前、臨時議会で埋却地、町民が安心して、また畜産農家が安心して川南町で、また畜産振興に取り組める、そのためには町民の皆さんが納得するような埋却地の

環境、そこ辺も徹底して調査しながら取り組むということで、この前は補正予算を3,500万円計上されて、JAに委託したいということで、埋却地の環境問題に取り組むという姿勢を示される、これはどのような方向で埋却地の環境、草刈りから防疫、また、先ほど言われましたように、客土の問題もあろうかと思いますが、どこ辺まで対策班か、JAに委託されて取り組むか、そこ辺の内容をお聞きしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 基本的に申し上げれば、3年間はこれはその所有者はいろいろ利用することはできないということになっております。そういうことから、これは当然若干見解の相違もあるんですが、個人の物については個人がやるべきだというような家伝法の中身のところから若干あるところもあるわけでございます。

しかし、現実にはその対応については、これは環境という大きな課題がございますので、これは行政も一緒になって対応していかなくちゃいけないと、こう思っております。そういうことについて常にお願いをしていかなくちゃいけないことは、環境的に草刈りもありましょうし、あるいは陥没したところの修正もあると、あるいは地下水の調査、そういうこと等も含めた環境的な埋却地については、そういうことについての調査と、また、その整理を行うということが重要だと、こう思っております。

また、これは県も非常に関心を持っておる課題でございますので、一緒になってやっぴいかななくちゃいけないと、このように思っております。あとは環境という意味合いでは、この埋却地ではありませんけれども、防疫の問題、消毒の問題等についてJAの専門家として対応をしていただくようお願いをいたしておるところでございます。それがひいては川南の畜産の再興を行うと、そして、将来的な展望を開いていくためには、非常にまずそこが重要な基点になりますので、今までと違った環境をつくっていくように一緒になって取り組まなくちゃいけないと、その主体的な役割を技術員の皆さんにお願いをしたいと、こう思っているところでございます。

以上です。

○議員（江藤 和利君） この埋却地の問題について、農家でできる問題とこれできない問題がある、草刈り、除草剤散布、これはできるとします。さあ4メートル、5メートル掘ってます。抱えんような石がごろごろあるんですよ。これを農家でやれと言いますか、そして、先ほど防疫問題に対しても各農家で温度差があると、徹底してやる農家と、できない農家と、今回は埋却地ですよ。農家でやれと言うたら、これは遊休農地になるところが大分出ますよ。この石、これ撤去は防疫対策班、JAに埋却地を委託という形で、この前予算計上されておると思いますので、農家ができない問題、これは埋却地の客土、石の除去、ここ辺は徹底して行政がやりますよと、農家がこの前の防疫体制のように甘えが出ると、何もかも行政でやってくれと、こういう体制が出ますと、また、これも問題がありますけど、草刈り、そこ辺のできる場所はやると思います。

しかし、できないところは、大きな石をのけるためには、あれは県かどこかの機械を、ジ

ャガイモ掘り機の大きな機械を借りてきてやらん限り農地に復元できないと思うんです。やはり先ほど町長が言われましたように、3年間掘り起こしはできないと、5年間で農地に戻すよう、そこ辺まで徹底してやっていただくところはいただく、そして、農家に安心してまた取り組んでいただくと、そのような方向の体制をとっていただきたいと思うんですけど、それはどうですか。

○町長（内野宮 正英君） やはり優良農地に埋却をしたという農家の皆さんもたくさんいらっしゃるわけでありまして。そういう御意見のように、できること、できないことというのがあります。それで、国の基金という意味合いで申し上げてるのはそういうところなんです。というのは、やはり今回の堆肥処理の対策にしても、これはいろいろなものにはないんですよ。ないと、そういうような予算というのがどうしても必要になるんですと、そういうことから基金的なものの早期設置をお願いしたいということでやってるわけでありまして、今言われた農地を復元するというようなこともそういうことの一環だと、そのように理解をいたしております。そういうことの中で、今からどういうものが出てくるかわからないものもありますので、そこあたりは最優先的な課題として取り組んでいくようにしていかなきゃならないと、そう思っております。

○議長（川越 忠明君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時57分休憩

.....
午前10時07分再開

○議長（川越 忠明君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（江藤 和利君） 次に、先ほど出ましたけど、感染究明ということで、患畜、ワクチン接種、川南町で最終的には16万7,571頭、宮崎県全体で28万8,649頭、このうち川南町の16万7,571頭は58.1に値します。また、28万8,649頭、県全体の分に対しては、宮崎県の約4分の1という頭数になっております。この原因究明、今後、後で導入問題出ますけど、やはり負った原因究明を徹底して、16万7,000頭余りなんですけど、川南は畜産の町ということで、徹底的に原因究明して、後で言いますけど、観察牛も入れて、もう無菌状態になったと言うたら、先ほど四、五年かかると言われました。

その中で、この頭数に今度は適正規模という言葉も出てきますけど、持っていかれ、そして、畜産の町、それには環境も十分気をつけながら復興を図っていくと、この件に関してどのような方向で取り組んでいかれるか、ここは一つ大きく埋却地の環境問題、畜産にはいろんな問題が出ると思うんですけど、ここ辺に対して今後どのような方向で再生図っていかれるか、お伺いをいたします。

○町長（内野宮 正英君） 一番今までの中で言うと、非常に防疫という意味合いでは、非常にいろんな病気に汚染されていたと、そういうことの状況の中では非常に生産性が落ちてきてたことは事実だと、そう思っております。

そういう観点から申し上げれば、生産性は明らかに上がっていくというふうに思っております。それは導入から無菌のものを入れていきなり、その後の消毒を徹底していきなりすると、環境を良好にしていくということの中でできることだと思っております。

そういう観点から言えば、収益との関係で規模を設定をするというのは、どうしても生産性の向上の中で、それは可能になる話だと、こう思っております。そういう意味合いで、今後の防疫、消毒対策というもの、あるいは導入から出荷に係る関係のこと等を十分検証しながら、町内だけではだめかと思しますので、広く、郡内は少なくとも最低限こういうことはやっていこうというようなことの中で、一つの方向性を見出していく必要があると、そのように思っているところでございます。

そういうことから、養豚等につきましては、広域のそういう検討組織が結成されておりますので、そういう皆さんの意思結集をお願いをして、そして、さっきから申し、ちょっとくどくなりますけども、それぞれの経営というのは一つの損益の基点を持っておられると思います。そういう意味合いでの規模で経営をしていくと、そういうことを真剣に考えていただくことが必要じゃないのかなと、そのように思っております。

ただ、こちらから、おたくはこのくらいにしなさいとかというのは、これはできませんから、そこあたりがこれは組織内の生産、組織内協議の中で議論をしていただきながらやっていくことが重要ではないかと、そのように思っておるところでございます。

○議員（江藤 和利君） もうちょっと前向きなひとつ答弁をお願いしたいと思えます。

次に、今私が言いました58.1%、今回ワクチンと患畜で亡くなったわけなんですけど、16万7,000頭余りをやっていただきたいなという感じしますのは、今回、特に川南町は今転作が21年度、昨年は670ヘクタールあります、転作が。そのうち602ヘクタールが飼料作、そして、野菜その他が68ヘクタールで、この602ヘクタール、自分が牛を養って、また、酪農をして、また、養豚農家もあると思うんですけど、肥育農家も、その人たちが植えた602ヘクタールじゃないんです。耕種農家、この中には転作には協力いたしますよと、耕畜連携で粗飼料対策、そういう形でやっております。ここ辺を徹底的に粗飼料対策事業でやれば川南町、私は徹底的にやれば町内全体は十分賄うと思うんです。ここ辺で602ヘクタールの転作のうち、もし耕畜連携で転作をやっておる、そして、おれ作らんから、ひとつ頼むわという形で転作奨励金が、水田活用の補助金が地主の方向に行く面積がわかれば、ちょっとお教えを願いたいと。

○町長（内野宮 正英君） 今の面積的な関係につきましてはちょっとここでお答えすることができないと思しますので、後で報告させていただきたいと思えますが、今年度、22年度が出てくるかどうかというのはちょっとわかりませんが、調査をさせて御報告させていただきたいと思えます。

ただ、先ほどの中でもお答えを申し上げたわけでありましたが、実態としては今いろいろ説明があったとおりでございます。問題はこれをどう全体が利用できるような、ただ、転作と

しての飼料作づくりということだけでなく、より有効的に活用する転作としての機能をつくる、やっていくためには、やはり組織的な連携をつくる必要があります。そのためには畜産農家と、それから、作る耕種農家との連携を図る中で、需給を勘案しながら、生産をしていくと、これが広く防疫問題とか、いろんな問題に大きい効果があるわけですので、そういうような組織を再編することの中で検討をさせていただきたいと、非常に重要な課題だと思っておりますので、前向きな検討をさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議員（江藤 和利君） ここで、これ他市町村のことをちょっと言いますが、ひょっとして間違いがあれば、また調べていただきたいと思うんですけど、今年から民主党政権になって戸別所得補償、これが補償されるようになりました。

それで、水田作付面積に対して転作を100%しよると、生産目標数量、これが設定されております。川南町は、先ほど言いましたように100%町で達成をしております。この戸別所得補償の転作、川南町でしておりますので、転作は一本もしとらん、その人にも戸別所得補償10アール当たり1万5,000円が出ております。高鍋や新富のほうは、4割以下は申請できないと、そういう方向の行政指導をしております。木城はちょっと甘いようです。やはりここ辺の指導をして、今、国のほうで米価の問題が問題になっております、過剰問題。昨年に比べると1,600円から2,000円ぐらい1俵で60キロ当たり安くなっております。川南町で畜産が多いから、町で100%転作をしておると、一本も転作せん人も戸別所得補償1万5,000円やりますよと、今後もし川南町が、今回は口蹄疫が発生しました。それで、転作の確認も回らん買った。

でも、書類上でわかると思うんですけど、ある程度。ここ辺のチェック、やはりやっていただいて、今後の「こめ豚」やら「こめ鶏」やら、そういう形の対策をするためにやはりここ辺はひとつチェックしていただいて、対策をとるべきだと思うんですけど、そこ辺に対する考えはどうか。

○町長（内野宮 正英君） 非常にこれは制度的な問題ということが絡んでおりますので、制度としてこれは国の民主党の政策として行われている中身であります。

ただ、そういうやり方が市町村によって異なるということは出てるといってございませうけれども、ただ、今後の課題的に言えば、そういうような本当に今は畜産農家と耕種農家間での契約によって、契約といいますか、によって飼料作等がつくられているという現状なわけです。

そういうことから、より全体的に有効的に活用されているかということ、そうばかりでないんじゃないかなと、そう思います。そういう観点から、今御指摘あった問題等も含めて飼料作をどう有効的に、また、畜産物、これ牛になると思いますが、ブランド化という意味合いで活用していくかということを検討することは非常に意義があると思っております。そう

ということで、先ほど申し上げますような耕畜連携をどう図るか、こういうことについて検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議員（江藤 和利君） これは今後の課題として一言、J A尾鈴の水田推進協議会、あつこに上げて、来年からひとつ協議しながらやっていくかいかんか、それだけ提案して、取り組むか取り組まんかだけちょっと一言お願いいたします。

○町長（内野宮 正英君） これは奨励金との法の課題、係る関係でございますので、これは当然水田協と協議をしなければ前に進まないと思いますので、それは当然検討していきたいと思います。

○議員（江藤 和利君） ひとつ提案して取り組んでいくという考えでとっていいわけですね。

○町長（内野宮 正英君） はい。

○議員（江藤 和利君） 大型農場と外部資本の対応についてちょっとお聞きしたいと思います。

川南町で何か所か農場がございまして、2,800頭という形で、今回埋却地を2ヘクタールぐらい購入されております。そこに3カ所か埋却をされておるようでございます。この施設を建設する場合は、養鶏場の旧跡地とか、そういうところを取得されて、建設するときには周囲の同意をとってないんですよね。もし、今後再開する場合、その周辺地域の畜産農家の同意、そこ辺をとっていただくか、または条例か規則を検討していただいて対応していただくか、そこ辺の行政指導、ここ辺をどのようにお考えしていただいておりますか、お伺いをいたします。

○町長（内野宮 正英君） 先ほどもお答えしたところでございますが、大規模農家の方も非常に今回の口蹄疫については、非常に懸念をされております。そういうことで、現在は自衛防とか、また、町内獣医師とか、そういうような形の中に入っていないと、こういうことがあるわけでございます。やはり今後のこういうような口蹄疫というような状況を考えた場合、あるいは正常化というような今後のブランド化的なものを考えた場合、共存共栄というのが求められるわけでございます。

そういう意味合いで、自衛防なり、あるいは町内獣医師の雇用だとか、そういうようなことの中で理解を求めたいと、こう思っております。そうすることが全体の正常化に、正常化といいますか、今後のより正常化された畜産経営ができるんだと、こういうことで、考え方としては社長お越しになりましたけれども、同感であるということで、今後協力をしてやっていきたいというお話ございましたので、そうしてまいりたいと、そういうような形の中に参画いただくようにしてまいりたいと、そう考えております。

○議員（江藤 和利君） これ今再確認したのは、大型農場がございまして14戸の畜産農家が行政には任せられんということで、宮崎のほうに役場を通してだろうと思うんですけど、

家保、そういう調査チーム、また、民主党の幹部を呼んで独自でやっておるんですね。ここ辺がひとつ行政として恥ずかしいのではないかなと、そこ辺がひとつ行政指導、もうすべて町を通してやってくれと、町と国と対応して今後の畜産振興に対して取り組むんだと、やはりそういう姿勢を見せていただかなければ、ああいう形で分々でやっていただくと、いろんな意味で、もし今後発生した場合、今回と同等で、最初発生すると、本人は犯人扱い、だから、公表してくださいと、検体をとった時点で、白かもしれん黒かもしれんという形のときに公表すると、やはりそういう形で取り組んでもらわなきゃ、今回そういう方向で14戸の農家が呼んでおります。ここ辺に対する今後の指導はどのようにお考えですか。

○町長（内野宮 正英君） 先般そういうような今回の口蹄疫に係る情勢から、そういうようなことを地域の中で連携してやっていただきたいと、こういうことを申し上げたところでございます。それについては理解をいただいたというふうに考えておりますので、今後地域との遵守問題とか、自衛防への加入の問題だとか、そういうものを含めて進めていきたいと考えております。

また、地域の基本的な同意については、話がされているというふうに伺っております。農家の方からそういう施設をつくる段階では話があって、基本的には了解をしているんだということでございます。

ただ、埋却地の問題等が発生をして、そして、それらに非常に苦慮をしたという状況とか、あるいは今の自衛防とか、そういうところから離れているということが問題でありますので、当然そういうことを加味した行政的な指導をしていきたいと、このように考えておるところでございますし、また、一応代表者のほうにはそのようにお話をいたしておりますので、今後協力をいただくものと考えておるところでございます。

○議員（江藤 和利君） 先ほども大型農場に対しては、そのような方向でひとつ話をして了解をいただいておりますので、地域の畜産農家とトラブルを起こさんような方向でひとつ指導していただきながら、またやっていただきたいなど、こう思っております。

それと、今ちょっと前のほうで聞けばよかったんですけど、ちょっと自衛防の話が出ました。この自衛防の中の位置づけ、今後この防疫体制、あれに対する研修とか、自衛防と環境防疫対策班、そこ辺の兼ね合いと、ちょっと先ほど言われました自衛防の位置づけ、川南町は事務員を今回カットされたようですが、都農のほうは今度自衛防を格上げというような形で、今回職員を1名入れられて、川南と逆のような方向になった感じがするんですけど、いま一度自衛防の位置づけ、今後の防疫、そこ辺についてももう一度お願いいたします。

○町長（内野宮 正英君） 今回の問題を受けて、自衛防というのは、これは生産者、獣医師、保健所、県等入った組織であり、また、畜産協会との関係も深い組織であります。そういう意味合いで、より広く網羅した対策を行うためには、現在ある組織で言えば自衛防だと思います。そういう意味合いで、今回は大きな試練を受けたわけでございますので、体制の

強化も含めて検討していくことが絶対に必要だと、そのように思っておるところであります。

○議員（江藤 和利君） 次に、進みたいと思います。

町政運営について入っていきたいんですけど、まず最初に、基金造成、先ほど川南町配分委員会のほうから1億2,000万、川南町復興防疫対策に基金造成をしていただいた、また、今回も上がっております一般寄附から、また2,075万か、計上されておる、基金という形でやっていただいておりますけど、最初に地方自治体が基金を設置した際には、国が特別交付税ですべて支援すると、そのような方向で、今回の特措法にのっておるんですけど、ここ辺について最初お伺いをしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） この基金の問題は、県が300億という数字を出しましたけれども、200億程度は公共事業が多いということで、再検討というようなことになってるのが今の状況でございます。

そういう中で、先ほどからいろいろございますように、長期的に対応しなければならない課題が都度出てくるというのが現状だと思います。そういう意味合いからは、より迅速に対応できるような予算体制が必要だというふうに思ってるわけでございますけれども、そういう意味合いで基金というのはより弾力的にいろんな項目に対して使用できると、こういう意味合いで有効性があるわけでございますけれども、そこあたりがまだ今のところ、これは国会との関係もあるんだと思いますけども、前に今のところまだ余り進んでいないというのが実態でございます。

そういうことから、陳情等の中ではとかく突発的にあるんですと、いろんなことが対策やらにやいかんことがあるんですと、そういうことから、より早い実施をお願いをしているというのが現状でございますが、課税問題含めて若干ちょっと前向きな話も出てきておりますので、少しは今後進んでいくのかなというふうに期待をいたしているところであります。

○議員（江藤 和利君） この前、臨時議会を開催されて2億3,300万と2億1,900万、口蹄疫対策という形で出されております。これが4億5,000万余りになるんですけど、これは一つ特別交付税と、全額見るという話なんですけど、これと基金造成でやった場合、基金造成とこういう対策とは別枠で、特別交付税と別枠で考えていいんですか、ここ辺はどげんな流れですか。

○町長（内野宮 正英君） 流れとしては特別交付税と特別交付金の流れの中で来ると、こういう形であります。特別交付金、例えば、交付金の中では消毒剤とか、いろいろ使いましたものの食品衛生法に基づく交付金として出されるというものと、それで交付税と交付金で出せないもの、出せるものがあるので、それを仕分けをしながら、どちらでやるかというのを国としては検討をしたいというような流れになっております。実際には4億数千万の交付金の要求は一応しておりますが、恐らくその仕分けがありまして、どういうふうになるか、県のほうでいろいろ検討をし、また、国と検討するという形で進んでおりますけど、将来にわたる畜産振興という意味合いでは一般財源投入してるわけですから、これについては交付

税なり、あるいは交付金での対応をひとつやっていただきたいと、こういうふうに申し上げてるわけでありませう。

また、課税との関係で、もし非課税にした場合は、今度は逆に町村の国保税等に影響が出てきますので、その部分についても国での対策をお願いしたいということも申し上げてるところでございます。いろんな形があるかというふうに思っておりますが、想定されることを含めて要望は実際行っているのが現状でございます。

○議員（江藤 和利君） 今言われました特別交付金と特別交付税がちょっとわかりづらいんですけど、今回も地方交付税が2億2,200万余り来ております。その中で臨時財政対策債が交付金が余計来たということで2,695万9,000円減額になっております。そして、地方交付税、普通交付税だけで昨年度の特別交付税含んだ金額です。あれよりも5,400万少ないぐらいです。今年はずいぶん。

だから、普通交付税として今回の口蹄疫、全然見てないと思うんですけど、そのような方向で地方交付税がふえたのかなという感じもするわけなんですけど、ただ、こういう形で、先ほど言いましたように基金は全額国が見ますよということになれば、今回も牛導入8,550万計上しております。このようなもの全部基金に入れて対応したほうがいいのか、別枠でこういう形で導入対策の1割見るとか、何%見るという形になっておりますけど、導入対策もこのような方向でやっていいのかと、どっちが得策かという形も研究していただきながら対応していただいておりますと思うんですけど、もう一度、先ほど特別交付金と特別交付税、あれを、資材やはいいから、基金の特別交付税、それと特別交付金の違いをちょっともう一度答弁を願いたいと。

○総務課長（吉田 一二六君） 特別交付税と特別交付金の違いということでございますけども、交付金関係は一応補助金ということで、資材とか、農林サイドのほうから申請に基づいて多分やられるんだと思います。特別交付税は一応9月までの予算で、口蹄疫関係に関しまして一応申請するようにしております。その中で、特別交付金のほうで出た部分をマイナスをしながら、特別交付税で措置をされるというふうに一応考えております。

○議員（江藤 和利君） それじゃねえですよ。おれが聞きよつとは、基金よ。自治体が基金をつくれれば、基金は全額国が見ますよという特措法よ、これを、おれは資材とか、そんなこと聞いちゃらん。基金よ、基金。

○町長（内野宮 正英君） 基本的に言えば新たな、ああいう義援金とか何かじゃなくて、それ以外で基金をつくった場合のお話だと思いますが、そういうことが今基金の造成という意味合いでは要求してる話なんです。

ですから、でないと、いろいろなことが即対応できないじゃないか、あるいは長期的な対応についてできないじゃないですかと、こういうことで、国、県に要望をかけてるということでもあります。

ただ、そのことが、まだ今のところ明確でないという状況でございますが、県としてはい

ろいろ協議をいただいているという段階ということでございます。

私たちもそういう事ができれば一番望ましいわけで、また、財政上でも非常にやりやすいということになるのでありますが、今の段階では交付金、あるいは交付税にしてもどげなるのか、まだはっきりせんというのが今の状況でございますので、ちょっとまだそこまでいっていないというのが現状であります。

○議員（江藤 和利君） いい方向で交付税、また、特別交付金で来るところを願うところでございます。

次に、再建計画の導入対策についてお伺いをいたします。

22年、23年、24年、25年、4年間で導入をされます。先ほど言いましたように畜種別はわかりませんが、16万7,000頭余り川南町にいます。この中で、畜種別に町の姿勢、何割ぐらい畜種別で助成しながら、導入対策を練るという形、畜種別で、もしわかればそこ辺の対応、答弁をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（押川 義光君） 江藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

畜種別という御質問でございましたが、まず和牛でございますが、和牛の繁殖素牛、これに関しましてはもとに戻るという状況に至るまでに3,300頭が必要ということで考えております。そういうことから、先ほど言われましたように、4年間でこれをもとに戻すようなことをやっていくためには、それを単純に4で割ったような数字が必要かということではありますけれども、今年度においては、まだ年度途中、半分が過ぎたような状況でございますので、今年度の計画としては500頭程度で計画をしているところでございます。

肥育につきましては、純粋に肥育という状態が1,800頭ほどでございます。ほかに預託としまして外部資本からの預託牛が1,300頭でございますが、町としましては純粋な1,800頭の部分を考えておりまして、これにつきましては4年間でこれを充てんをしていくのかという考えはございますが、今年度については500頭程度は可能ではないかということで試算をしております。

酪農におきましては、口蹄疫罹患前が900頭というふうに見込んでおります。

ただ、酪農につきましては母牛自体の更新期間が非常に短い、4年ぐらいで更新をされていくというようなことから鑑みまして2年間で大体復興ということで考えておりまして、本年度500頭程度の導入というふうには見ております。

豚におきましては、母豚が大体1万2,000頭というふうを考えておりますが、豚につきましてはどうしても早くから導入が可能であり、必要であるというふうにも考えておりますけれども、ただ、先ほどからのクリーンな豚というようなことを今検討されておりますので、そのあたりから考えたときに今年度につきましては一応3,000頭の導入というふうなことで計画を立てておる次第でございます。

以上です。

○議員（江藤 和利君） 今言われたような方向で、今後導入されるわけなんですけど、川

南町でこれを11月1日ごろから徐々に導入されるのではないかと思います。今回9月の中ごろから、この前、説明があったようですけど、観察牛が135カ所の大体2頭、270頭ぐらい観察牛が入るようでございますが、これで県が見ておるのが3週間と、課長のほうが言うていただいておりますのが5週間で、5週間、大体35日から40日見れば抗体検査も確実にできる、そういうことで、県のほうが3週間しか見ないと、その残りの2週間、この観察牛に対する経緯、2週間、そこ辺に対する対応はどのような方向で処理されるか、お伺いをいたします。

○農林水産課長（押川 義光君） 江藤議員の御質問に再度お答えいたします。

県が示しました観察牛の導入につきましては、まず導入から2週間後に採血を行い、経過を見ながら3週間最終的には飼い続けるということで、観察牛の提案がございまして、それに係る費用につきましては県が費用は持つという説明がっております。

ただ、町内の殺処分に従事された獣医師様方、それから、畜産復興対策会議の中での議論の中で、4月20日からずっとかからず、5月の下旬までずっとかからない牛もいたんだというようなこともございまして、少なくとも正常性の確認をするためには、せめて1カ月程度の観察期間は必要だという御意見をいただきましたので、その2週間分につきましては県との調整を行った上で、最終的に町が経過観察を長くやるためにも2週間分を独自に町がやるというようなこととお話をし、生産農家の方々にも御理解をいただいた次第でございます。

それから、8月の16日に実施されました特別委員会でも、議員の皆様方からもそういう御意見をいただきましたので、その上で、県と調整を行って、結果5週間、この2週間分については町がかかわっていくということでお話をしているところでございます。

以上です。

○議員（江藤 和利君） そのような方向で、本当に安全性を確認して再導入という形をとっていただきたいと思っております。

それから、再建計画の中で、先ほど言われました畜種別の頭数もございました。この中で、22年、23年、24年、25年という形で、当初この再建計画を継続費なら継続費という形でとられて、早く導入したい人、三、四年たって、最後の年でもいいよという方がおられるわけなんです。継続費で対策費を組んで、最終年度に決算、生産報告書、それと決算認定というような形のときにここ辺を出す、そのくらいの意気込みで取り組んでいただきたいと思うんですけど、そこ辺に対する町長の姿勢はどんなですか。

○町長（内野宮 正英君） これはちょっと最初にも申し上げたところでありますが、復興というのは、これは行政、川南町にとりましても最大の課題でありますし、懸案事項であるわけでありまして。そういうことから、より重点的な対策として、ことし導入助成をやるわけでありまして、先ほど課長が申し上げました殺処分時点の導入数までは支援を継続して実施をしていくという方向で財政運営をやっていく必要があると、そのように考えております。

○議員（江藤 和利君） 時間がないので、次に行きたいと思っております。

平成21年度が91.1という経常収支比率、それと比較して公債比率は13.8という中で、今行

政の運営をやっていただいております。その中で見ると、17年度と比較してみますと、義務的経費、その中の人件費が17年度と比べる2億2,200万近く減っております。物件費は8,100増えております。扶助費、これは民生費、本当に高齢者という形で2億増えてる、維持補修費も増えてる、特に21年度に対しては11億5,000万あって4億8,000万ぐらいと、これはJ Aの集荷場の問題、補助金があったからなんですけど、こういう方向で努力を、人件費が2億2,000万という形で、本当に職員の皆さん方には厳しい経営体制になって今来ておるわけなんです。こういう中で、90.1という経常収支比率が出ております。投資も見ますと、本当に9億2,000万という形で一般建設投資がされております。この数字を見ると90.1はちょっと不可解な感じがするわけなんですけど、これと経常収支比率と、先ほどあったんですけど、もう一遍公債比率、あそこ辺の兼ね合いをひとつ答弁を願いたいと。

○町長（内野宮 正英君） やはりこの財政運営に関しては、基本的に連結決算の中でどうかということを考えていかなきゃならないと、そう思っております。そういう中で、将来負担等がどうなるのかと、こういうことが将来に負の遺産を残さないと、こういうことになる、こう考えております。そういうことの中で、現在、公債、財政、経常収支比率につきましては非常に人件費とか公債費とか、そういうものを圧縮してきていると、そういうことがあるわけでございますけれども、一方では扶助費等は年々増加してきてると、こういう状況にあるわけでございます。

そういうことから、財政上で言うと、非常に硬直化が心配されると、こういうことになろうかというふうに思っております。そういう観点から、さらに合理化、効率化的なものが必要になりますし、また、民営化的なことも必要になってくると、こういうことになろうかというふうに思っておるところでございます。そういう中で、まだ全体的な交付税、口蹄疫に係る案件がはっきりしておりませんので、わかりにくいところがあるわけでございますが、ただ、今後5年程度の中というのは非常に投資が大きいものがありますので、そういうものをどう調整をしながら運営していくかというのが大きな課題だと思っております。

そういうことから、財政調整基金なり町債管理基金なり、こういうものを十分勘案をしながら、翌年度が財政上で運営がやりやすいような対策を打ちながらやっていくことが必要だと、そのように思っているところでございます。

したがって、単年度というよりも当該年度と、それから、三、四年後ということ踏まえた財政運営を検討をしていくことが必要になってくるというふうに思っております。

また、国のほうも一方では一括交付金とか、いろいろあるようでございますので、また、それらによっても非常に情勢は変わってくると、このように思っておりますので、諸情勢を踏まえながら対応をしてまいりたいと、このように思っておるところであります。

○議員（江藤 和利君） 今言われるように、本当に20年度から21年度にかけても財調も取り崩し、また積み立てるといって、また4億円にも持って行ってあります。そういう中で、全体的に20年度から21年度にかけて2億円ぐらい基金も厳しい中で増額になっており

ます。今回、特に畑かん問題の国の事業も終わりますので、ここで12億と、6億円は積み立て。

○議長(川越 忠明君) 江藤和利君に申し上げます。発言時間の制限を超えておりますので、簡潔によりしくお願いします。

○議員(江藤 和利君) はい。町長も7年4カ月余り行政を担ってこられたわけですが、先ほど答弁にもありましたように必要な問題、それに向けて町民の理解が得られれば再度出馬したいと、そういう気持ちを述べられました。再度出馬表明に対してお伺いをしたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) 今までいろいろ御答弁を申し上げてきました。そういう厳しい財政状況と、それから、今後の対策等が非常にたくさんあると、特に今後5年以内につきましては大型の投資をしなきゃいけないものがあるわけでありまして、通常の場合に付加された今回の口蹄疫対策というのがあるわけがございます。そういう意味合いにおきましては、非常に財政の健全化を行うというのには非常に努力が必要になると、そういうふうに思っております。

そういう観点から、今日まで財政の健全化に向けて取り組んでまいりまして、人件費を初めとして基金の問題、あるいは起債の問題等かなり改善をしてきました。ここで新たな問題が発生をしたわけでございますので、それに加味した政策的なものを今後行っていかなければ、これは川南の財政がもたないと、こういうことにならないように全力を挙げる体制をとりながら、再度挑戦をさせていただきたいと、その上で、より財政的に健全な方向が見える中で、次期に譲っていくようなことを私としては考えなければいけないんじゃないかと、そのように思っている次第でございます。

以上です。

○議長(川越 忠明君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時01分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、林田幸雄君に発言を許します。

○議員(林田 幸雄君) それでは、先日提出しております通告書に基づいて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、口蹄疫につきましては、先月の27日、終息宣言が出されました。それまでにいろいろ御努力いただきました行政関係者、また、自衛隊の関係者なり、関係団体の方々、それと最終日までふん尿処理に当たられた農家の方々の努力に感謝を申し上げたいと思っておりますし、全国から義援金等で支援をしていただきました皆様方にお礼を述べたいと思っております。

それでは、通告書に基づいて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、口蹄疫問題につきまして、町長の見解を伺います。

東南アジアでの発生を受け、国は警戒情報を出し、注意を促したとされています。このような状況の中、町としてどのような対応をとられてきたのか、また、この口蹄疫に対して、国・県・町としてとられた対策と、今後再建、復興に向けてとられる支援対策の内容なり、先ほど特別交付金と交付税がありますよということで答弁をされておったようですが、そういった関係の申請状況等についてお伺いをしたいと思います。

あわせて、農業、畜産業はもちろんですが、関連する農業や関連産業及び大きな影響を受けた商工業者などを含めた復興なり、振興対策と安全・安心な食糧生産基地として、あるべき姿とそのあるべき姿を構築するための行政対応等について、町長の所見を伺いたい。

次に、町民の健康づくりについて伺います。

健康づくり対策として、特定健康診査やがん検診が行われていますが、検診率は特定健診が31%程度、がん検診については17%、特に男性特有の前立腺がん等の検診率については10%程度と低調であります。女性特有のがんとして、対象年齢を定めて全額補助で実施しております検診につきましても、子宮がん20%、乳がん27%の検診率となっています。であれば、男性特有の前立腺がんや予防すれば防ぐことができるとされている女性の子宮頸がん等への支援を行い、町民の健康づくりへの関心を高めるべきではと思います。町長の見解を求めたいと思います。

3点目として、地上デジタル化が進んでいますが、町内における難視聴地域や経済弱者等に対する対応等について伺います。

難視聴地域については、山間部や通浜地域が川南町では挙げられていますが、山間部については共同アンテナ等の対応が行われて、その解消が進められておるようですが、通浜地域につきましても、個人のアンテナ変更による地デジへの対応、対処が行われています。

ただ、この通り浜地域が難視聴地域、混信をするということのようですが、その難視聴地域となった大きな原因については、国による周波数の割り当てに大きな要因があるとも言われています。地デジ化は国の情報政策の一環として進められております。そのことによって末端住民が不利益を被ることがあってはならないと思います。

以上、口蹄疫、町民の健康づくり、地デジ化問題等について、町長の所見をお伺いをしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 林田議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、口蹄疫に係る発生時から町・県・国の対応についての問題であります。

御案内のように、基本的には家畜伝染予防法に基づいて行われたと、こういうふうに理解しておりますが、主体的には国から県への権限の移譲という中で、特に家畜保健所を中心に、その対策を行うと、こういう形でありました。

町は、家畜保健所の指導に基づいて防除作業だとか、あるいは交通どめとか、埋却地の問題だとか、そういうようなことについて対応をしてきたところでございます。これは当然こ

ういう関係につきましては、一般のボランティアの皆さん方、自衛隊、それから、九州農政局等の皆さん方もほぼ町が行う事業について協力をいただいたと、こういう関係にあったというふうに思っております。国は、直接的には町に対する指導というのは家畜伝染予防法等の関係から想定はされていないのが現状でございますが、今後これらのそれぞれの役割というもの、あるいは権限的なものを明確にして対応ができるようにしていく必要があるというふうに思っているところでございます。

それから、2番目の町独自にとられた支援策、あるいは特別交付金への申請内容と採択の見通しということでございます。

この支援につきましては、議会でも提案をさせていただきましたものを含めまして、プレミアムとか、あるいは住宅のリフォーム問題等の関係、それから、いろんなイベントに対するこれは義援金からの助成措置等を実は対応としてやってきました。

また、公共事業の問題もございますので、トロンドームの工事の前倒し発注だとか、そういうこと等の対応をし、全体の活性化に向けての対応について実施をしたところでございます。

ただ、今後の課題といいますか、そういう意味合いでは特別交付金、あるいは交付税、そういうものがどう見込まれるかというのが最大の課題のところでもあります。

中身としては、町で提案で議決をいただきましたリフォーム関係、あるいは園芸の接道の補助金とか、あるいは畜産経営再建指導業務への委託料だとか、こういうもの等とあわせて大きいものでは優良家畜導入事業の補助金、こういうもの等も含めまして、現在、申請をいたしておるところでございます。そういうことで言いますと約4億400万程度の申請を県に対して現在上げているということでございます。

ただ、これから後の問題も、まだこれは単年度の話でございますので、後の問題もあるわけですが、先ほど江藤議員からも出ましたように基金の問題とか、そういうことについての対応についてもお願いをしているところでございます。

採択の見込みについては、ちょっとまだ今のところわからないというのが実態でございます。口蹄疫に直接要った費用だから、人件費等も含めて交付すべきじゃないかと、そういうことを実は要求していると、その総額が4億400万程度ということで御理解いただきたいと思えます。

次が、今後の川南町の総合的農業及び関連する商工業の振興対策をどうやるのかという問題であります。

これは非常に重要な課題であります。といいますのは、無菌化の状態にあると、そういうことでの再開を行うわけでございますので、豚でオーエスキー病の撲滅をかけてやってまいりまして、ようやくそれが達成できる状況まで来たところで、今回の口蹄疫ということになったわけですが、そういう状態というのは非常にPRの材料になると、これは安全・安心な食糧生産という意味合いで、その価値があるわけでございます。特に、動薬とか、あ

るいは環境の問題とか、そういうもの、消費者にアピールできる環境がやり方によってはできると、こういうことでございますので、そういうような方向で、畜産農家の皆さんが一致協力してやっていただくように、その支援対策も含めて検討はしていきたいと考えておるところでございます。今その具体的な方向については検討いただいておりますので、その検討を待つて対応をしてまいりたいと考えております。

それから、口蹄疫に伴う行政対応と今後の町行政がとるべき支援策ということでの御質問でございます。

特に、今後の総合的な取り組みについてというお話かというふうに思うわけですが、最大の課題、最大の課題といたしますか、やはり川南をどうPRをしていくかという意味合いでの取り組みが必要になると、こういうことだと思っております。今川南の中で申し上げれば、商業、農業、漁業、お互いに連携をすればPRできる素材を持っているということでございます。

そういう意味合いから、やはり連携をした6次化作業を含めて、観光的なものも含めて取り組みをしていく必要があると、こう思っております。そういう考え方というのは、現在、地場産の皆さんとか、商工会、あるいは観光協会も同じような観点を持っていておりますので、そういうものを具体的化するということを今検討をしていただいているところでございます。

ただ、パーキングエリアの問題もあるわけですが、これらをまたどう活用するかというのも一つの方向性としてはあるというふうに思っております。

ただ、まだ今のところそれぞれの団体で動いているというのが実態でございますので、これを一体的に行動するような体制にしていくことが今後のそれぞれの振興につながっていくというふうに考えておりますので、それぞれの計画が整えられる中で、対応について検討はしてまいりたいと考えております。

それから、健康づくりの問題についてでございます。

健康対策というのは、本当に非常に重要な課題であります。そういう意味合いで、もうかなりになるわけでございますけれども、総合健診と特定健診、あるいは各種がんの検診、こういうことで、18年度に医療制度の改革関連法案が出ましてから取り組みをしているわけでございます。そういう中で、特に生活習慣病的なものが非常に重点的な健康対策として、現在取り組みをいたしております。

また、婦人に係るがん検診等も罹患されている方が毎年発生をしている現状がございますので、新しい問題といたしましては予防できる女性のがんについてという話もございましたけれども、現在、国のほうでもいろいろHPV、子宮頸がん等につきましては検討がされております。

そういう状況でございますので、町としましてもそういう対応については国の状況を見ながら検討をさせていただきたいと、そのように思っております。これらのことを進めますた

めにちょっと口蹄疫の関係で停滞してしまったわけでございますけれども、保健師の雇用もいたしております、個別の指導を中心に、中心にというわけではないですけど、検診で異常があった方について、あるいは成人病の関係につきましては個々に指導していくということが絶対的に必要だと、こういう観点から、今後ともその体制を強化しながら、こういう健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それから、地デジの問題でございます。

もうほぼ林田議員のほうからございましたが、通浜地域が電波、愛媛県宇和島のデジタル局と同一チャンネルでありますために通浜の電波混信が発生をしているということでございます。これについては、具体的には混信の改善を図るということで、アンテナ更新に係る費用については基本的に総務省が補償をするということで取り組みがされております。

また、生活保護世帯とか、そういう地デジ化に向けて生活困窮者に対する対応もとられるようになっておりますので、これはそういう対象者に対するPRといいますか、通知をして、申請の手続きをとっていただくというようなことを進めてまいらなければいけないと、このように思っているところでございます。

以上、簡単だったかもしれませんが、答弁とさせていただきますと思います。

○議員（林田 幸雄君） それでは、順を追って質問席から再度質問させていただきたいと思っております。

まず、国なり、県の対応はどうであったかということで質問させていただきました。非常に当時の大臣の外遊なり、農水省の対応なりということで、国の対応がおくれたために県なり末端自治体、川南町の適切な対応ができなかったというのも大きな要因にもあると思えますし、また、埋設地等の確保の問題もあったと思えます。

ただ、ここに国で開催されました会議の要約といいますか、会議録がちょっとあるわけですが、その中で、特に感染の拡大をどうするかという問題で、国で会議が行われております。牛豚等疾病小委員会という会議が行われておるわけですが、ワクチンの接種等の関係の緊急性についての会議が10年前のときの会議の内容と今回のときの会議の内容、大きく変わってるんですね。そういったところにも国の姿勢の問題があつて対応が遅れたことの大きな要因じゃなかろうかなと思えます。

内容についてちょっとその記事を読み上げさせていただきたいと思えますけれども、特に豚に対する影響がどうであるかということですが、10年前のときの会議録からの抜粋ですが、会議録といいますか、発言録の抜粋ですが、「特に、豚への感染が見られなかったことは不幸中の幸いであった。豚の実験感染における臨床症状の成績が示すように、もし感染が養豚場に拡大した場合は、まさに台湾や英国の口蹄疫発生例の二の舞を演じることになり、我が国の畜産は極めて厳しい状況になったと推測される」、10年前にこういった会議、検討がされてるんですね。

しかし、今回たしか川南町にあります宮崎県畜産試験場川南支場で感染が確認された4月

28日に同じような会議が開催をされてる。その中での会議録から出していきますと、「今後の防疫対応について、豚での発生は感染拡大につながりにくい事例と考えられることから、当面は疫学関連農場を監視下に置くことなど必要な対策の強化を行いつつ、現行の防疫対策を継続すべきである」、これ10年前、メンバーはほとんど一緒の人たちがこういった大きな見解の違いでの検討を出されて、それを受けて農水省なり、各大臣がいろいろな対応をとられたと思います。

こういったことが感染拡大を招いたことの一つの大きな要因になっておると思うわけですが、そういったところを町長がどうとらえられておられるのか、検討の関係の会議にも出席をされておるようですけども、そこら辺りでどういった見解を述べられておるのか、ちょっと具体的に答弁をしていただきたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 御指摘、議事録のお話ございましたけれども、確かに小委員会等では今の防疫体制でいいんだと、こういうことで県に対しても報告がされてきたと、こういうことでありますし、これはまた一般にも公表された話ではないかと、こう思っております。

しかし、現実には最初のほうでもございましたように、豚への感染というのがどういうものかというのは、国も経験していなかったということではないかというふうに思います。（発言する者あり）

しかしながら、やはりそういう意味合いでは、国も口蹄疫の今回の香港A型というものの強度について十分な認識がなかったんじゃないかなと、そう思います。私どももそういう意味合いでは、川南でも第一例から、それから、すぐ隣等は発症がしなかったと、それから、ちょっと離れたところで発症して、それから、試畜場のほうへ行ったというような流れの中で、点的な防除でいいというのが国の見解だったのかなというふうに思います。

それで、イギリスかどっかの殺処分の状況が「クローズアップ現代」で行われました。あれを見たときに、結局疫学チームが言うておりますように、川南第一例が発症した段階では10例ぐらいあったんじゃないかということを出してるということから考えますと、防除に係る体制についての認識はかなり甘いものであったというふうに理解できるというふうに思っておりますのでございまして、今後ともこれらのことから、国のほうもあり方については今後、家伝法の改正を含めて検討されるものというふうに考えておるところでございまして。

○議員（林田 幸雄君） その認識の甘い国が疫学調査チームを編成をして、川南町なり都農町に入られて調査をされておるようですけども、先ほど町長も言われました3月の20日時点から入っていたんじゃないかなというような見解も示されておるようです。そういった関係の調査資料なり裏づけ、そういったもの等については川南町のほうには提示をされておるのでしょうか、町長、お伺いをしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 国の疫学チーム、あるいはまた県の調査チームあるわけですが、ございますけれども、まだそういう状況につきましては公表がされていないところでございます。

いつでしたか、8月の27日ということですが、班長というのは全国の獣医師会の会長であります、8月の28日に宮崎にお越しいただいて、何かまた調査もされたというふうに伺っております、まだ今のところ公表されていないところでございます。

以上です。

○議員（林田 幸雄君） 公表もされていない、川南町にそういった資料も届いていないということのようです。これは10年前と同じことが繰り返されておるということじゃなかろうかなと思います。そういった問題については、今後県なり国と十分協議をされて、感染経路の解明なり、それに対する対策をどう講じればいいのかということについて、この口蹄疫で一番大きな被害をこうむった川南町の畜産関係者をはじめ、関係住民にも公表できるような形でひとつ取り組んでいただければと思います。要望をしておきたいと思います。

それで、ちょっと個別の問題に入らせていただきたいと思いますが、確かに終息宣言がされ、再建に向けて動いておるわけですが、ただ、畜産農家においては補償金の一部概算払いしかされてませんし、経営再建資金なり、その計画については、今計画はつくられておるわけですが、そのバックアップされる資金等についてはほとんど提示もされてないというような状況にあるようですし、また、患畜農家とワクチン接種農家の差額補償についても結論が出ておりません。

ですから、確かに終息宣言は出されましたけども、これから再建、再興に向けての手だてなりバックアップが何も講じられてないという現状であろうと思います。特に、ワクチン接種につきましては、先月の県議会の県知事の答弁によりますと、「関係自治体の首長と協議を行い、理解を得た上で、ワクチン接種を受け入れた」ということで知事は答弁されてます。当然関係自治体の長ですから、川南町長、内野宮町長もその場に出席をされ、協議をされておられると思います。その協議内容がどうであったのか、補償の内容等も当然協議に上がったと思いますし、その中で、10年前も預託農家の関係出てるんですよ、そういった関係も協議されたと思います。そこらあたりの協議内容がどうであったのか、明確にちょっと示していただきたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 防疫については、基本的に川南、平田川をとかく越えないように頑張ろうじゃないかということで、家畜保健所等とも検討をしてきました。そして、努力をしたわけではありますが、現実には越えていったと、こういうことの中で、4月の後半だと思いますが、ワクチン接種をやったらどうかということの中で、るる議論がございました。

ただ、日本で初めてやるということと、それから、補償とか、どうやるのかとか、そういうものが具体的に示されない中でのワクチン接種ということでもございまして、それではとてもじゃないけど、理解が得られないということで、やはり補償内容というものを明確にすると、それから、区域の問題、あるいは区域を離れたところの問題、いろいろワクチン接種をやるにしましても、現在、問題が出てるのは、お隣同士で、一方はワクチン接種して殺処分

やったと、隣はワクチン接種を何もしないで通常にやったと、しかし、現実には未接種農家のほうがいろいろその後の経営という意味では非常に悪影響を受けているというようなこと等の問題が現実には出てきたわけでございますけれども、最大はそこでワクチンの効果というのは絶対的にあるのかどうかということ、それから、それでワクチン接種をやることによって広がらないということ、それから、この補償金が早く決定されること、これらのことが議題としてあったわけでございますが、結果的に言えばワクチン接種というのは、一応の防御対応をつくるという意味合いでは効果を上げたというふうに理解をいたしております。

ただ、川南でも山手のほうとか、全然かからなかったと、本当にワクチン接種せにゃいかんかったのかどうかとか、ワクチン接種をしても治るではないかというような、今そういう課題が出ております。そういう観点から、あの時点ではワクチン接種というのは諸条件が整えばやむを得ないと、こういうことでの結論になったところでございます。

以上です。

○議員（林田 幸雄君） 協議の内容がどうであったかということで質問をしておるわけですよ。確かにワクチンを打ったことによって効果があったのはわかるんですよ。農家も認められておると思います。いろいろな意見はありますけども。

ただ、関係農家がワクチン接種をされるときの説明、これは患畜農家と一緒にですよ、条件はという説明しか受けてないんですよ。

しかし、終わって補償段階の話になったときに5分の5とか、5分の4、国が5分の4出します、ワクチンのお金は5分の5出します、でも、患畜農家の残りの5分の1、これは県が出しますけども、あとは国が財政措置します、出どこは一緒なんですよ。そういったことは全くワクチン農家には関係のないことであって、ほいじゃワクチン接種をする前になぜそういう説明がされなかったのか、ですから、先ほども聞きましたように、県知事との協議の内容はどうであったんですかとお聞きしたんです。ワクチン接種については、農林水産課で了解をもらいに回られてると思いますけども、その説明どうされたのか、あわせてちょっと再度答弁をいただきたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 具体的な中については担当課長から説明をさせたいと思いますが、まずは基本的に私どもが申し上げてきたのは、どちらも殺処分でありますので、それは平等でないと困りますと、こういうことであります。その途中の中で、県が特別な支援金を出すということから、この格差が出るという話になってまいりまして、それはおかしいと、それから、共済金等の話が出てきまして、これもまた問題があるというようなことから、私たちとしては基本的には患畜農家も、それから、ワクチン接種農家も同等の補償をしてほしいと、そうやるべきだということで、県のほうとは協議をし、また、国に対してもそういうことを申し上げてきたというのが状況でございます。

○農林水産課長（押川 義光君） 林田議員の御質問にお答えいたします。

担当課長を県のほうが招集しまして、たしか5月の20日だったと記憶しておりますが、そ

の日にワクチン接種についてということで説明会がございまして、その中で、家畜一頭一頭の評価額については疑似患畜と全く同じもので対応すると、ただ、特別措置法が必要なのでという話がございました。

それで、各農家のそれぞれの台帳、牛農家でありますと、それぞれの母牛の登録状況をすべて打ち出しを行われまして、それに基づいて各農家を呼びまして、来ていただきまして、それで確認作業を行って、それで各農家さんの御了解いただいて、ワクチン接種に踏み切ったというようなことではございます。

ただ、そのワクチン接種段階での説明というのは、先ほどの今の説明の評価が示されたというのは前後してしましまして、農家に具体的な一頭一頭の説明ができたのは6月になってからということでございます。当初の5月の段階での話というのは一頭一頭の評価、牛の評価につきましましては、評価金につきましましては疑似患畜とワクチンは全く一緒だというような説明は口頭でして回ったところでございます。それで御理解をいただいた農家さんについてワクチン接種を行ったというところでございます。

以上です。

○議員（林田 幸雄君） ですから、県知事等の協議を受けて、患畜と全く同じ補償内容ですよということで説明をされてワクチン接種の理解を受けられておるんですよね。ということであれば、これは国だけじゃなくて、再建、復興については、県なり末端自治体の町の責任も非常に大きいと思います。こういったものが明確に提示をされ、その補償金なり、再建支援資金が発動されないと、農家の再建、買いに行っておられる農家の方も相当おられるようです。

ただ、そういった資金の関係のめどがつかないために再建に取りかかれないという農家もおられるわけですよね。特に、共済金の関係になりますと、これはアバウトな計算しかできませんけども、血統なり、いろいろありますから、ただ、アバウトに計算していきますと、1頭10万ぐらい違うんじゃないかということになりますと、50頭規模で500万、100頭規模になりますと1,000万の開きが出るわけですよね。大きな経済的な開きなんですよ。そこらあたりの解決をしてやらんと、川南町が一本化になって、組織が一つになって再建、復興に向けて動きますよという気持ちにはなかなかないと思います。スタートの時点、そういったいろいろな農家間のわだかまりができてしまってるんですよ。

そういったものを県知事との協議の中で受け入れてこられて、農家にもそういった説明をされておるわけですから、そういったものに対して、確かにいろいろ町長もつらい立場で、県なり国と協議をされておるのは十分理解もしています。

ただ、これから先この町政を担わせていただきたいということで意思表示もされたわけですから、そういった関係についてどう今後取り組んでいかれるのか、再度町長の答弁を求めたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） この殺処分がワクチンであれ患畜であれ、状況は最終的に殺処

分と、こういう形であります。

したがって、これらについてはやっぱり同額の補償をやっていくというのが当初からの目的だったと思います。いろいろ国、県のほうの支援策とか、そういうこととか、先ほど申し上げました共済金との関係だとか、そういうことから若干差が出るということでもありますけれども、基本的には、国、県としては変わらないんだと、そういう言い方をされているわけでございます。

それで、まだ十分結論が出てるという状況にもないわけでございますので、さらにそこあたりの疑念のある課題については関係市町村とも協議をしながら、県に対しても要望はしたいと思っております。

また、郡内で再度要望も出そうということにいたしておるところでございます。そういう中でも、そこあたりの問題をしっかり精査をして要望をしていきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（川越 忠明君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（川越 忠明君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

申し上げます。答弁は質問のみ答弁をお願いします。

○議員（林田 幸雄君） 補償の関係の問題ですけれども、国、県は変わらないと言っているのであれば、国、県と一緒にあって、そういった不公平感が出ないような手だてをぜひ講じていただきたいと思ひますし、先ほど要望しますということでありましたけれども、これは要望じゃなく要求、当然の受け入れられるべき補償でありますので、強い要求をしていただいて、早目にそういった対処ができるような対応をとっていただければということをお願いしておきたいと思ひます。

それから、あわせてそういった補償金をいただきますと、税金の課税の問題になるわけですが、これも特措法なり、申し合わせの中で課税をしないというような取り決めなりが当初出されておったかと思ひます。国会で決まらなければ、どうにもならない問題ですが、そこらあたりについてもぜひ課税されないような形での対応をひとつお願いをしておきたいと思ひます。

それから、この関係で、補償金を受けられない預託農家なり、聞くところによりますと、養豚農家で、たまたまそのときに母豚まで出してしまっちゃって、補償金が受けられん、経営再建についても殺処分された頭数に対しての経営再建の支援だということで、経営の再建の手だても受けられんというような農家が川南町にはないようですが、近隣の児湯郡内の農家でそういった状況にある農家もおられるようです。この預託農家等の関係についても、

そういった農家が何らかの再建に向けての手だてを受けられないことには、何とか堆肥化までの処理は終わっておるわけですが、それが再建につながるのかなと、再建につながらんということになると、あとの畜産経営の中での環境、経営をする上での環境にも大きな影響が出てくるんじゃないかなと思います。そうなりますと、安心・安全な生産体制を講じますよということについても大きな支障が出てくるんじゃないかなと、そういった関係について町長がどのように考えられ、どのような手だてを講じていかれるのか、その点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 原則的なことで申し上げれば、まず町外資本については、基本的に町としては対応は難しいと、ただ、町内資本の場合の預託等については検討をする必要があるということで考えておるところでございます。

○議員（林田 幸雄君） 町内資本になり町外資本ということで、町長述べられましたけども、そこで畜産経営を営んでおるのは町民ですよ。ぜひそういった点も踏まえて、支援が受けられない農家等についてのこれは行政しかそういった手だてができないのかなと思いますけども、そういった事業主、預託先、預託元等との協議をされて、そういった何らかの手だてが受けられるような形での行政としての取り組みをぜひしていただきたいと、でないとならば、同僚議員の質問にも関係農家が丸手となって、意思の統一をしてということで答えられておりましたけども、そういった基本的な部分の構築もできないんじゃないかなと思います。

特に、そういった関係が前向きに取り組まれないということになれば、川南町、関係する商工業の振興も思うように進まないんじゃないかなと思いますので、ぜひ町長の職責をかけて、そういった農家の経営再建に向けて、ぜひ前向きな取り組みをひとつお願いをしておきたいと思っております。

それで、次に、口蹄疫の関係の安全・安心な産地づくりについてお伺いをしたいと思いますけども、養豚農家につきましては、児湯5町の若手養豚農家が安全な養豚地域の確立に向けてプロジェクト委員会等を立ち上げられ、本町においても復興対策の協議会等も立ち上げられ、経営なり環境の問題についていろいろ協議がされておるようです。

ただ、先月の27日に終息宣言が出されたわけですが、その中において、国の農水大臣、それから、宮崎県知事、川南町長もいろいろ安心・安全の問題、環境に配慮した畜産経営の問題等でコメントを出されてます。

そういった関係が、先ほどからの質問の中でも、なかなか具体的に出てきてないわけですが、そういった点について、国なり県との協議がどう進んでおるのか、特にそういった環境に配慮した畜産経営の問題等も含めて、特区制度の中で、特区としての制度を取り入れて、あらゆる面に取り組めますよということでのコメント等も出されておったかと思っております。そこらあたりがどこまで進んでおるか、どこまで進んで、こういった形に持っていこうとされておるのか等お伺いしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 非常に大事な視点であるわけでございます。基本的にといいますか、の考え方で申し上げれば、やはり安心・安全な農業、食糧生産という意味合いでは、これは消費者を含めたそういう対策だということになると思います。

ただ、動薬を使わないとか、無菌地帯だということだけでなく、やはり飼養環境等も含めたものの中での飼養生産だと、このように思うわけでございます。今の検討会の中でも、将来的に言えば、輸出等を含めた正常化地域として輸出等も含めたものを視野において、また、そういう無菌の地帯であるという、あるいはまた、環境的にもいい地域だということの中、そのようなことを一つの売りにして、売りにできる生産地にしていく必要があると、こういうことを基本的な考え方の中で検討を進めていただいております。

それにはどうするかと、こういうことでございます。江藤議員からもちょっと御質問ございましたけども、そういう中でも、そういう基本的なルールを設定してやる場合にできない人がおる可能性もあると、そういうものについてどうするかとか、そういうようなこと等いろいろあるかというふうに思っておりますが、基本的には、先ほどから申し上げるような将来的には輸出だとか、そういうようなことを考えた生産地にしていくべきだと、こういうことでございます。

また、特区のお話もございましたけれども、そういう制度、復興の特区制度を設けて振興対策をやったらどうかということも県の計画の中では出てるわけでございます。出てますけれども、今のところそういう制度を認めるかどうかというのは、まだ国の段階は非常に厳しいと、こういう状況になっております。特区制度認められることによって、また、新たな対応の仕方というのも出てくるというふうに思うわけでございますけども、今の段階ではそういう状況でございますが、これは非常にいろんな意味で期待できる話でもありますので、今後とも県と一体となって、これらの問題については検討もしていかなきゃいけないと思います。

しかし、基本はやはり生産者段階の問題が第一でありますし、それに対して町がどう支援をしていくかと、こういう形になると思いますので、皆さん方と一緒に議論をさせていただきたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議員（林田 幸雄君） 基本的なルールなり、輸出なり、特区の関係、これは輸出ができるかできんかというのは、これはO I Eの中で、そこに申請をして認められれば、正常国としての認定が受けられて輸出はできるようになるわけですね。

それから、特区の関係なりについては、これは川南町の生産者側から出たことじゃなくて、国なり県で、こういった手だてを講じますよということを出されておることなんですよ。

ですから、それについて、それじゃどういった手だてをしていただけるんですかという要求なり要望を産地側からしていく、地元からしていくべきじゃないかと思います。それが出らんことには、産地の立て直しも非常に厳しいんじゃないかなと思いますよ。特に、宮

崎県知事、終息宣言を受けて、各地区でイベントが行われています。宮崎県の宣伝マンとして、スポークスマンとして、宮崎県、安心・安全なんです。だから、宮崎の商品、農産物、農畜産物、食べてください、宮崎にも観光に来てくださいねということで、先頭に立って復興の支援対策に取り組まれています。だから、県はそれなりに動いていただいているものということで理解をしています。

ただ、一番激震地であった川南町、被害が大きくて、腰がなえて、立ち上がる気力もないのかなというような懸念さえ受けられるわけですが、もうちょっと町長独自としての川南町をどうしていくのかという姿が見えてきてもいいんじゃないかなと思います。特に、先ほどから正常化の中で、法定伝染病対策も含めた豚のオーエスキーの問題なり言われておりましたけども、牛についても白血病の関係は非常に影響が懸念される病気がありますよね。そういったものをゼロの中で入ってこないような、ここから出ないような手だてをどうすれば講じられるのか、確かに先ほど自衛防の関係で言われてました。これ自衛防だけでできる問題じゃないと思います。そういった点も含めて川南町としてどう取り組んでいけるのか、それと口蹄疫の関係、処置が遅れたことについて埋設地が確保できないという問題が一番マスコミ等でも取り上げられていました。それだけではない要因もあったかと思いますが、特にそういったものを今後どうしていくのかという問題等も同僚議員からも出ておりましたけども、この埋設地、153カ所で61.2ヘクタール、それと共同埋設地だけでいけば十三、四カ所ですか、共同埋設地、面積にして30ヘクタールぐらいのものかなと思うわけですが、そこは近隣の人たちの了解もいただいて、県が幸いにして買い上げをしていただいて、公用地として残るわけですね。そういったものの有効活用もしていきながら、今後そういった法定伝染病が発生したときに24時間以内、これ、えびのなり川南なり、児湯郡以外の地域については、そういった短時間で殺処分、埋設が終わっておると思います。そういったものが功を奏して蔓延が防げたというような実際例もあるわけですから、少なくとも川南町ではそういった対策を講じますよというような提案があつてしかるべきじゃないかなと、行政としてそれをもとに県なり国との協議等もされるべきじゃないかなと思います。

今2点について例を挙げて話をさせていただきましたけども、そういった点について町長どう考えておられるのか、ちょっと再度答弁を求めたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 特区制度なり輸出の問題というのは、確かに御意見のとおりであります。

ただ、今どういう方向に向かうのかというのをる検討をいただいております。やはりそういうものをまとめた中で、今後のあるべき姿というのを求めると、こういう流れになるというふうに思います。

しかし、先々の大きなお話もあるわけで、目標とするところはあるわけがございますから、それに向かって、導入から日常の飼養管理をどうするのかと、こういうことの中で、制度は特区なりにしても、そうでなくても、一つの形が出てくるんだと、こう考えております。

そういうことから、今るる検討をいただいておりますので、それはもう少し時間をいただきたいと思っております。やはり最終的には農家の皆さん、そういう皆さんの考え方、あるいは獣医師なり、あるいはJAなり、そういう皆さんの考え方、いろいろあるというふうに思います。また、系統と系統外でも考え方が違うことがあると、そういうものをどう調整をし、一つのものとして取り組んでいくかということになるというふうに思います。

しかし、目指すところは特区でないにしても、そういう形の生産地になるようにしていく必要があると、こう考えてるわけでありませぬ。

それから、埋却地の問題、これは確かに将来またあっちゃありませんけれども、またあった場合に今のような法律だけでいいのかということになると、今のように大規模化されてるという現状の中ではなかなか対処できないという問題があります。

したがって、殺処分の方法、あるいは埋却、あるいは処分の方法について今後具体的により短期間で処分し、対応ができるようなシステムを構築をする必要があると、そういうことで、これは県にしましても国にしましても、そういう課題を抱えて検討をいただいているというのが今の現状ではないかと、そう思っております。

また、私たちもこういう経験した中では、今の家伝法だけで対応できる問題ではない、こう思いますので、それらを含めて今後十分検討されていくものと、こう考えておりますし、いろんな意見、要望というのは申し上げているところでございます。

以上です。

○議員（林田 幸雄君） この口蹄疫に対する対応で、一番人的な影響と申しますか、人的にも対応されたのは末端自治体の川南町だと思います。確かに農協等、関係団体等についても、防疫なり、いろいろ応援はいただいておりますけれども、川南町については管理職のほとんどがこの4カ月かかりつきりであったと思うわけですよ。幸いにして、ほかの住民の行政サービスに目立った大きな支障が出てなかったために、そういった苦情なりトラブルも起こってないわけですが、実際的には個々の職員が大きな負担をされて、何とか行政の事務が回ってきたんじゃないかなと思います。

この再開なり再建に向けて畜産農家も動かれてるんですね。各競りが開催をされてますけれども、そこに児湯郡内の生産者が買いに行かれてますよ、購入に。農協がそれを代行して行っておるということですが、恐らく養豚農家についても、そういった動きが出てきておるんじゃないかなと思います。関係団体は関係団体で、それぞれ防疫なり、正常性の問題、安全性の問題に取り組まれておりますけれども、そういった一番大きな影響を受けられた行政当局、末端自治体の川南町の町長が行政としての提案、提言をされんことには、安全性なり再建に向けての取り組みもなかなか思うように進まんと、それはいろいろ協議されてるのはわかりますよ。行政としてどうあるべきかということで質問をしておるはずですよ。それについてどう考えておられて、どのような対応を講じたほうがいいのか、それについて県なり国と協議を進めてますよ、県なり国がはっきりしたことを示されないためになかなか打

ち出せないんだということでもありますけども、やはり川南町は川南町としてのあり方があるはずだと思います。そういったものについて町長がどう考えられて、そのことについてどう取り組まれようとしておられるのか、答弁を求めます。

○町長（内野宮 正英君） まず、それぞれの段階の問題、その整理というのが必要になると、こういうことだと思います。それで、今後大きな話からしていけば、自給飼料をどうするかというような問題、あるいは防疫体制をどうするのかという問題等を個々に上げていけばいろいろあるわけでございます。そういうようなことをやっていく上で、当然これはさっき質問も出ましたけれども、自給飼料をやる場合には生産者と耕種それぞれの農家の組織連携をやって生産をしていくような体制をつくっていかなくちゃできないでしょうと、今のようなそれぞれが耕種農家と畜産農家が個々でやってる、それが有効的に利用されてるかどうかという問題もありますので、また、より需給バランス的にいって相当の生産が量的に必要なことであれば、また、生産対策を考えると、こういうことだけでも一つの大きな防疫対策になってくるということだと思います。

それから、先ほどから繰り返し申し上げておりますが、やはり導入から防疫をしっかりやるようなことでの取り組みだとか、具体的には消毒の日というのを定めようという話も出ておりますけれども、そういうような個々の考え方がいろいろ出ております。そういうものを取りまとめる中で、一つのクリーンな環境の中でどう進んでいくかというのが出てくると、こう思っております。何といたっても生産者の理解と協力がなければできないわけですので、そこを今一生懸命詰めていただいていると、こういうことでございます。理想的なというか、お話というのは、いろいろあいさつの中でも今日の口蹄疫の現状から申し上げているところがございます。そういう意味で、一緒になって協議をしていきたいと、このように思っているところがございます。

○議員（林田 幸雄君） ぜひ一緒になって行政としてリードしていただいて、一つの前向きな取り組みをしていただくことによって再建、復興がスムーズに図られるような手だてを講じていただければと思います。

先ほど自給飼料の話も出てましたけども、自給飼料の話だけ言えば、今年の米の単価、散々たる価格ですよ。ということであれば、川南町の水田、飼料用稲、全面的につくって、反当10万なり、集団転作の中で12万いただいたほうが農家の所得向上にはつながるんじゃないかなと思います。そういった思い切った行政的な指導をされて、この産地をどうするかという方向で導いていただければと思います。何も米をつくる必要はないと思いますよ、人間が食べる、経済的な面だけいけば、飼料米を作って、転作の補助金なり、戸別補償の関係の手だてをしていただいて、そっちのほうが何ぼか所得は多くなるわけですから、そういった手だてを行政主導の中で取り組んでいただければと、ひとつお願いをしておきたいと思っております。

それから、一つ、同僚議員が聞いちゃってくれということで、先ほど頼まれたわけですが

ども、観察牛を入れられますよね、今後。これは養豚農家にも牛を入れられるということですが、養豚農家のほうから、「おれたちは牛は養うたことはないっちゃ」と、「養い方もわからん」と、「何で豚じゃったらいかんとじゃろかい」というような話も出ておるようです。そこをなぜ牛じゃないといけないのか、私わかってますけども、来られておる傍聴の方たちにもはっきりわかるような形でちょっと説明をしていただければと思いますので、答弁を求めたいと思います。

○農林水産課長（押川 義光君） 林田議員の御質問にお答えいたします。

実際今言われたように、養豚農家になぜ牛しか入れられないのかということですが、牛につきましては極端に言いますと、1個のウイルスで感染する可能性が高いというふうに感受性という表現であらわされますが、感受性が非常に高いんだと、一方豚に関しましては、牛が1個の割合に対して100個くらいウイルスがいないと、感染しない、そういうことから観察牛についてはよりウイルスの量から考えたときに、より感受性の強い牛を入れることが一番合理性があるというようなことに基づいて牛を入れるということになっております。

本町の場合、豚農家さんにも牛がそれだけウイルスが少しでもかかるというようなことからお願いを指定するわけでございますが、この間の説明会で実態を農家さんから承りましたので、現地の確認に今回しているところでございます。それで、農家さんとお話をしながら、可能か不可能かという判断を今回している段階でございます。

以上です。

○議員（林田 幸雄君） 観察牛の導入についてもいろいろあるようですけども、ただ、安心・安全の問題について最後にしたいと思いますけども、確かに家畜ふん尿を堆肥化することによって菌がゼロになってます。菌のいない状態に今なってると思います。

ただ、家畜ふん尿が堆肥化されたものが今どういった状況になっておるのか、畜舎なり、その畜舎が持つておる堆肥舎に堆肥として、まだうず高く積まれておるような状況も見受けられるわけですが、観察牛なり導入をするためには、観察牛を入れるなり、再開をするためにはそういったものの処理を進めていかなければならないと思いますけども、そういった堆肥化されたものの処理についてはどう考えられておられるのか、現状がどうなっておって、どう考えられておられるのか、答弁を求めたいと思います。

○農林水産課長（押川 義光君） 御案内のとおり、堆肥化が終了いたしまして、ところによっては畜舎に一部でございますが、残っているという状況もございます。

ただ、大半につきましては堆肥舎の中で堆肥化処理が行われた、ないし4月の段階で入り切らない状態、ずっと期間の中で入り切らない状態が野っばらに山積みされてて、そこで堆肥化をしたという事例もございます。

ただ、この事例につきましては、現在、秋作、飼料等につきましても、これから11月に導入が始まりますので、これから冬作の作付なり、そういう時期でございますので、計画的に

堆肥を利用して、そういう飼料なり作物をつくっていただくようにお話をしているところがございます。処分という世界になりますと、なかなか適正量以上のものを散布するというようなことになりかねませんので、適切な量を適切に散布して、有効な飼料なり作物を作付いただくように指導をしているところがございます。

以上です。（発言する者あり）

○議員（林田 幸雄君） その処理はどうしておるのかということでお聞きしたと思います。処分ということは一言も言っちゃらんからですね。ちょっと意味が違うから、そげんなってくると、園芸農家、それから、畜産農家が飼料畑に還元されるわけですけども、そういった農家については、それは必要以上はやられないと思います。まだ私も先週そういった農家の応援で1週間、堆肥化されたものの処理に当たってきたわけですけども、運んでおる途中で、「もう動かしていいぢやろかい、いつかえ」というような質問を受けるわけですよ。そのことについて担当課に問い合わせをしましたら、「大量投棄されると困るからですね」と言われてましたよ。

そういった指導を適切にされて、早急にそういったものの処理が進まんことには、基本的な安心・安全の構築ができないんじゃないですかという問い合わせもしたと思います。

ですから、それがされないことには、それは堆肥化されて、菌がゼロの状態ですから、そこから発生する危険性はないと思いますけども、そういったものが残っておることになると、また、消費者に対する影響も大きいものが出てくるんじゃないかなと思います。

ですから、適正な処理をしていただいて、安心・安全な中で、再度家畜の導入ができるような体制づくりを早急に講じていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それでは次に、2点目の、町民の健康づくりについて再度お伺いをしたいと思います。

確かに町長が答弁で述べられましたように、子宮頸がんにつきましては、予防で防げる病気として今注目をされておるわけですけども、ただ、小学校の高学年から中学校の中、中学時代にワクチンの予防接種をしないと効果がということで言われてまして、そういった場合の副作用の懸念なり、ワクチンを行った医師等に対する補償の問題なり、子供が受けるわけです。これについてはいろいろ発生要因が言われてます。そういったプライバシー等の問題等もあって、岡山県でしたか、岡山大学の医学部がアンケート調査をしてますけども、「集団接種が適切される割合は4%」と非常に低いようです。

ただ、この子宮頸がんにつきましては、20代から30代の若い世代のときに発生が非常に多いと言われてますし、川南町の例がありませんので、日本全国の数字ですけども、年間1万6,000人発症し、2,500人程度が死亡しておると言われてます。特に、若い世代でこういった病気が発生し、今仕事もできないような状態に追い込まれておる家庭というのは1万6,000人ということですから、非常に多い、影響が大きい病気だと思います。確かにそういった問題等も指摘をされておるわけですけども、ただ、以前、川南町についてはいろいろ副作用等で、全国的にも問題になってました子供の虫歯予防で、弗素洗口を全国に先駆けて取り組ま

れておると思います。取り組まれておることによって、子供の虫歯が劇的に減ったというようなデータも示されておりますけども、そのような取り組みもされておるわけですから、この子宮頸がんの予防接種については国も今動き出しておりますし、全国で120を超える自治体が公的助成を打ち出しております。特に、町長が言われております「誰もが住みたくなる郷土」なり、「健康で思いやりのある社会づくり」ということで打ち出されて、それに取り組まれておるわけですが、その対応の一環としてこういったものの、私は男ですから、できたら前立腺の関係も助成をしていただきたいと思いますというわけですが、そういった点について取り組まれる考えがあるのかどうか、町長に再度答弁を求めたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 内部的には一応検討いたしております。

ただ、国が対策を打ち出すというような関係もございまして、その結果を受けて対処をしたいと、このように考えておるところでございます。

○議員（林田 幸雄君） 国が検討しておるところですから、当然であろうと思っておりますけども、少なくとも全国で120以上の自治体が独自に取り組もうとして提案もされ、動きが出ておるわけですから、ぜひ川南についても前向きな取り組みをしていただいて、「誰もが住みたくなる町」、「健康で思いやりのある社会づくり」の構築に向けて、ぜひ前向きが対応、取り組みをお願いをしたいと思います。

それから、3点目の地デジ化の関係ですが、これも問題は国の問題ですよ。通浜地区の問題じゃありません。通浜の漁協で地域住民を集めての説明会が行われてますけども、そのときの説明会の内容をお聞きしますと、アンテナからテレビに行くまでの関係については、国が出しますよということで説明をされてます。

ただ、実際地デジのサポートセンター、そういった町内の電気事業者が工事をされて、その工事をされた業者が地デジのサポートセンターにその工事代をくださいということで請求をされるわけですが、地デジのサポートセンターは、アンテナだけですと、対象になるのはということで、工事代の支払いの請求に応じただけでないような状況が出てます。これも国の問題ですよ。こういった国なり、県の問題で、末端住民が今非常に大きな迷惑を被ってるんですよ。それをどうにかするというのは行政、末端自治体の町である町長の大きな仕事じゃないかなと思うわけですが、口蹄疫も含め、健康づくりも含め、これは来年までに対応しなければならない地デジ化の問題の対応、全部国なり県なんですよ。

でも、我々末端自治体の住民ではどうしようもできない問題なんです。そこで、前面に立って、県なり国、そういった地デジサポートセンター、関係団体と協議をしていただいて、末端地域住民が迷惑を被らない、ほかの地域と差別がされないような手だてを講じていただくのは、やはり町長の大きな責務だと思います。

今まで質問しました3点も含めて、町長の責務なり、そういった点をどうとらえられて、どう対処していただけるのか、答弁を求めて、もう時間も来ましたので、質問を終わりたいと思います。明確な答弁、今マスコミ等と言われておりますけども、「見える化」というこ

とが言われています。言葉の意味は十分わかっておられるかと思いますが、そういった「見える化」に基づいて明快なはっきりとした答弁を求めて、質問を終わりたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 御質問のデジタル化問題であります。現在、21年度が81件、それから、22年度が8月末で22件申請されているということでございますが、そこで、電波障害が明らかにある場合については全部助成をしますと、電波障害の場合、ですから、浜の場合でございますと、四国との関係において問題がある場合は、そういうことから工事費の負担まで行うということのようであります。

ただ、その他の関係では、NHKの放送受信料が免除されている世帯は、簡易な無償チューナー1台を無償給付するというので、工事費等については記載されておられませんけれども、そういう町民税の全世帯の非課税世帯の措置とか、社会福祉事業施設に入所されて、テレビを持ち込んでいる世帯とか、また、NHKの放送受信料が全額免除している世帯と、こういう方についてはそういうチューナー等を無償給付をいたしますということのようであります。そのほかのそういう税上の問題とか、障害者世帯でないとかという方については、これらの処置はされていないというのが今の現状でございます。

ただ、ですから、そういう制約があるといえますか、そういう世帯があるということでございます。

それで、その他の世帯でもそういうのができるのかどうかというのはちょっとわかりませんが、調査をしてみて、何らかの助成措置があるとかいうことであれば、また、広報等でお知らせすることにしたいと思います。

以上であります。

○議長（川越 忠明君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後1時46分休憩

.....
午後1時56分再開

○議長（川越 忠明君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、竹本修君の発言を許します。

○議員（竹本 修君） 先般通告しました件につきまして質問をいたします。

4月に発生した家畜伝染病口蹄疫におきましては、川南町民1万7,000人の生活を脅かすものとなり、本町農業生産額の70%を占める畜産である豚・牛が1頭もいなくなるという最悪の状態になりました。

発生から終息宣言されるまで130日間の戦いはまさに地獄の毎日であったように思います。町を挙げての対応は、自分たちでなし得た行動は、終息後の声として温かい評価として聞こえてくることも事実であり、行政を初め、経済団体、各種団体、町内ボランティア等の活動は、まさしく町民一丸であったことを誇りにするものの1人です。一言、全町民の方々に対しお疲れさまと申し上げたいと思いますし、また、全国の方々の御支援等もありが

とうございましたと申し上げたいと存じます。

さて、このたびの口蹄疫に対し、このような町民の声に応えるために、また畜産農家の再建をするために、3点について質問したいと思います。

まず、1点目は、発生地の問題点であります。初動の取り組みとして、町の対策、県の対策、国の対策の中で、どのように連携がなされたのかお伺いします。かなりちぐはぐの状態があったように思われるが、事実はどのように対処されたのかお伺いしたいと思います。また、感染源の検証は町としてどのように整理されるのか、初動の特措法に示されているマニュアルの中で、地元、獣医師、町、JA等の連携は最も重要視すべきことではないでしょうか。理想のマニュアルではなく、現場のマニュアルであると思われるのがいかがか。

2点目は、国の今までの対策についてお伺いします。

まず、あらゆる対策において、私の目から言えることは、何事においても遅過ぎるのではないかと思います。初めに、現地対策からの声が届いていない。届いて実行されていないように感じますが、いかがでしょうか。自治体への特別交付金等はいまだに予算に見えてこない。川南町の今までの補正予算の中で、基金等の取り崩しの現状を見ると、国の認識の甘さをどのように町長はとらえられているのかお伺いしたいと思います。

3点目は、再建への取り組みとして、畜産関係では家畜の導入に当たっての対策、適正規模、処理、埋却等の整理するための条例等の作成の考えはないのか。また、他の耕種農家との連携の必要性をどのように考えておられるのか、また再建について何年ほどを目安にされているのかお伺いしたいと思います。

最後に、1億2,000万円の基金の利用の仕方についてであります。このたびの口蹄疫についてはあらゆる業種に被害が及んでいることも事実でありますので、窓口でどのように取り扱っておられるのか、なお基金の活用をどの程度見ておられるのか、あわせてお伺いするものでございます。

○町長（内野宮 正英君） 竹本議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、防除の連携の問題であります。基本的には家畜保健所が指導権を持って行うということでございます。県の本部から、県の本部、国の本部は宮崎にありまして、そして、そこ県と国との連携の中で家畜保健所が中心になって行う。その中で行政は主体的には防除を中心にして、その他の作業には出役をすると、こういう形で行ってきたところでございます。ただ、国がこの地元に出てきてやるのがどうだったかという意味においては、国の家畜関係、獣医師の関係だとか、そういう点では、あるいは獣医師とかあるいは自衛隊とか、そういう派遣問題については、それなりに貢献あったかと思いますが、実態としては、かえって国と県との連携という意味合いでは、若干問題もあったのではないかなと、こう思っております。

それから、感染源の問題は、先ほどからずっと申し上げているところでございますけれども、この検証は、これは専門家チームが国で設置されておりまして、そちらでやらしている

わけでございます。ただ、問題は何でそこが発症したのか。そして、伝播については、人とか、あるいは車とかいう問題があるわけでございますけれども、何で発生したかと、この原因がやっぱり最大の課題のところであります。それが今のところ検証中であると、こういうことでございます。

それから、やはりマニュアル、今後のことを踏まえれば、やはり国も県も町村も、やはりマニュアルをしっかりしたものをつくって、それから、権限的なものも含めて、国は県に言うちよったじゃと、県は町に言うちよったじゃという、そういうお互いの投げかけばかりでやっついてはどうもなりませんので、そういう意味ではやはり今後のことを含めて、マニュアル化は必要というふうに思っております。これはもう国も県も同じ観点でありますので、町としましても、町の段階でどうするのかというのはやっぱり国・県のマニュアルを見ながら検討をしていく必要があるというふうに思っております。

それから、国のいろんな対策についてです。もう確かに遅れております。なかなか思うように進んでない、こういうことでございまして、私どももやはりこの再建に向けての関係を言えば、補償金の早期の支払いだとか、あるいは今後の再建に向けての融資制度等の問題とかいろいろあるわけでございますけれども、これらも今のところなかなか遅れているというのが現状でございます。常により早い対応をお願いを申し上げているところでございます。

それから、商工会等への対応ということですが、地域活性化と、経済産業省が、町もやりましたけれども、経済産業省がプレミアムの発行をやったというのは、商工関係ではあります。これは大変好感をいただいたというふうに理解をいたしておるところでございます。で、今後、さらに商工関係につきましては、短期資金の回転資金が運転資金がやはり問題になるところがあるかというふうに思っておりますが、商工会は商工会として商工連合会として、県とあるいは国との協議がされておるところでございます。町としても短期のもので必要性があれば、利子補給等の対応は検討したいと考えているところでございます。

それから、3番目、再建への取り組みとして、基金の問題等あるわけでございますが、基金につきましては、基本的に第一はやっぱり畜産農家の復興のために使っていくというのが基本姿勢でございますので、また、今後相当の金額が要ということもありますので、もう基本的には恐らくそういう畜産対策に今の義援金にかかる基金については、使用することになるというふうに考えております。しかし、一方ではその他の業主体の問題もありますので、それはまた議会の皆様方も提案という形で御審議をいただきたいと、こう考えておるところでございます。

それから、最後のこの自衛防疫と畜産組織の連携、今後やはり自衛防と畜産組織との関係、これは全部入っている、全農家ですね、入っておりますので、自衛防という組織体制をやはり強化しないと、今後の対応については若干厳しいと、こう思っております。そういう意味合いでは、さらに今、検討をしていただいておりますので、その実施とやっぱりチェックをしていくことの体制をつくっていくということが、自衛防の中に求められると思います。

これは獣医師の皆さん方、あるいは家畜保健所等も入っているわけですので、そういう形でやはり畜産組織の皆さんとも協力をして、そういうチェックをしていくようなことで全体の活力を取り戻していく、活性化していくと、こういうことに取り組んでまいりたいと、こう考えておるところでございます。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 今日の質問の同僚議員の中と今後の質問の中におきまして、重複する点がございませうかと思いますが、改めて御了解を求めておきたいというふうに思います。

ひとつ10年前の平成2年の発生時におきましての、今の現時点の比較をしてみますと、その中におきまして、やはり今の状況がうたわれておる様でございます。発生からの問題、それから、今の現在の不安視された中におきまして、そして、最後の中におきましては、いらが募るばかりで問題解決にはつながっていないということがつけ加えられております。ですから、問題点のぴしゃっとした整理というものを今後やる必要があるんじゃないかということをお願いして、質問に移らせていただきたいと思っております。

まず、先ほど発生地の問題点ということで、初動の取り組みはということで、町、県、国の対策、そういった連携のもとにつきましては、家保の方が中心になって、そういった対策を練って講じられたものだというふうに認識というもので受け取ったわけなんです、実際現場においてからの対策に当たっては、結局何が申し上げたいのかといいますのは、川南で対策本部をというものが現場においてのなされている中におきましての打ち合わせのない中で、そういった当初の時間がそうですが、そういった形が殺処分の作業の遅れといいますか、現場の連携というものがなされなかったんじゃないかということで、さらに日ごろのその当時のそういった毎日の打ち合わせをどのようにあたっておられたのか、この町の中におきましての対策室で考えていただきたいと思うんですが、お伺いしたいと思っております。

○町長（内野宮 正英君） 記者発表がありましたものについて、どういうふうに処理をしていくかというのは、その明日の分、明後日の分と、そういう短期のものでありますけれども、町も代表といいますか、穴を掘る、穴を掘るって重機の担当、それから、埋却地の担当、消毒の担当、課長が打ち合わせに毎回、毎晩であります、打ち合わせは7時ぐらいからあっておきまして、それに出て翌日のことをやっていくと、こういう段取りであります。ただ、確かに打ち合わせ等が問題不十分なところあったと思っております。それは家畜保健所の県本部も大量の人間を動かすということでもありますので、それと同時に消毒薬だとか機材だとか、いろんなものを同時に配送しなければいけないと。そういう段取りの中でやっておりましたので、若干はそういうことがあったかというふうに思っております。

また、そういうことがあった場合に、町としては即また対応をするというようなことを後方の支援という形で町は対応をしてきたところでございます。

以上です。

○議員（竹本 修君） 私はそれをなぜ言いますかということは、私現場に出向くわけじ

やございませんでしたけど、道路をそこを通過する地点において、あの農場は発生してないんじゃないかという認識もあったんですね。そして、それをずっと見てますと、そのときにバスから降りて作業員の方がそういった農場に出入りを、出入りというかちょうど朝の時間で現場に向かっておられたというのを見かけたんですね。その農場を見た前日までの私はその農場には絶対入ってないという核心を持ってたんですが、そしたら、5分、10分ですか、そういった時間帯の中でバスに乗り込んで、またバック、バスがしてました。そして、私が思っていた農場にそのバスは行ったようでございます。ですから、そういうことの現場サイドにおきましての誘導性、それから、前日におきましてのそういった打ち合わせ等は、町の職員がどのように携わっていたのかというのがなければ、そういったことは発生しないというふうに思うんですよ。ですから、いかに横の流れというものが、これは県のほうがそこを仕切ってたというふうに思うんですが、家保の方がですね、ですから、その打ち合わせというものが十分になされないままにそういった初動的なものがあったんじゃないかということで、先ほどは聞いてみたところです。

さらに、やっぱり殺処分をする中におきまして、頭数の確認、患畜の状況等もする意味で、職員の方が最初からですかね、そういうことで責任者が1人ついていかれたと。私のところにつきましては、ワクチン接種でありましたから、そういった方たちがびしゃっととらえてましたけど、当初におきましては、そういった形がなされなかったんじゃないかと思います。現場サイドで、ですから感染、農場にそこまでバスが行くのか、道幅がどれぐらいあるのかというのもわからないままに、そういったことがなされてるのじゃないかというふうに私は感じておったところです。そういう面で、ですから、この初動におきますところの町、県、国の連携というものは、十分になされてなかった。そして、中におきましての処分につきましても、後から申し上げたいんですが、さらに中身につきましては、獣医師の方につきましてもいろいろ作業面、いろんな形が問題視されておるようでございますから、そういったことも含めて初動の取り組み、後からまた申し上げたいと思うんですが、そういった連携をやってほしい。それから、感染源の検証ということでお聞きしておきたいと思うんですが、町長は国の、先ほど同僚質問の中におきましても、疫証チームといいますか、そういった委員会に同席されて御意見を述べられたということですが、これは委員としての同席であったのか、それから、現場サイドの町長としての意見を聞きたいということでそれに出席されたのかお伺いしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 検証委員会には、発症自治体の長として意見を聞きたいということで参加をさせていただきました。

以上です。

○議員（竹本 修君） それであるとすれば、町長、今後のそういう検証に対しましては出席依頼といいますか、意見依頼、陳述の依頼があったときだけの出席ということですか。そうですね。それを考えていった場合に、やはり人の現場サイドの意見というものはどうい

うふうに整理されて出席されたのかお伺いしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 向こうからの質問に答えるという形での検証委員会でございました。

○議員（竹本 修君） それでは、今後はそういった形の問い合わせといいますか、依頼があったときだけの出席ということで認識をしていきたいと思います。私が何でそれだけのものを申し上げますかというのは、現場サイドにおきましての非常に感染源の1例目か10例目かわからないような現場サイドの意見というものが、非常に大きいということが言えることにおきましての今日の質問になっているわけです。ですから、それらを踏まえて、出席を今後はしていただきたいなというふうに思います。今回の感染源の検証ということで上げておりますが、感染地域の農家の皆さんが、ある程度の納得するような検証が必要ではないかと思ひ、私が認識していることについてお伺いをしているわけですが、国の疫ワクチンの中間発表されました3月時点からのことを踏まえて、6例目の農場は発生のうちではないかと結論が報告されているようですが、私自身はこれを疑問視しております。

まず、1点目は、6例目の農場の方と日頃の付き合いといいますか、酪農家であります、4月20日までサイロというか、他の粗飼料につきましての取り引きといいますか、そういったやり取りをされた酪農家があるわけですね。4月20日まで。というのが、前日までこの6例目の農家と接触をされております。しかし、この農家につきましては、最後まで発症はなかったわけですね。しかも、この農場につきましては、2例目から7例目の農場から直線で300メートルしか離れておられない状況でございます、場所としては。そういったことを踏まえると、なかなかこの3月時点から4月時点というものに考えるのが、ちょっと疑問視されるようなことでございます。

2点目は、2例目の農場は私が聞き取りした範囲におきましては、4月21日に確認されているんですが、本地内から獣医師の診察を受けていました。そして、21日にそういった発症という姿になったということでございます。それらを考えるとこの2例目、3例目ですか、4例目、5例目、そういった形の中では非常にどこがどのようなことでされたかというのが疑わしくなっている。まさしく疫ワクチンを出されました、最初は10例目ぐらい発生したんじゃないかということで認識はそこ辺はするものでございますが、そういった中におきまして、なぜそんなことを申し上げますかというのは、これで私たちも少し勉強していきたいなというふうに思いますが、単純に15例目の方と17例目の方について私が調査をしてみたんですが、その方につきましては、これは先ほど言いました2例目から7例目の方から三、四キロ離れたところなんですね。そういった方たちを見てもみますと、15例目で5月の2日、17例目の方は5月の3日ということで発症しているわけですが、その中身におきまして、15例目の方につきましては、3例目の方と因果関係、それから、17例目につきましては、隣近所の方の出入りがあったということで、ある程度の認識をするわけですね。その中におきまして、この15例目、17例目、5月の2日、5月3日ということなんですが、この以前の関係

があったという日にちからすると、10日、2週間も経っているわけです。ですから、そのあたりを考えますと、非常に2例目から7例目の方がかかって、4月の25日から28日ぐらいなんですが、その中とこれからまた1週間経っているわけです。ですから、ただ単なる関係した中におきましての感染、文言で言えばですね、そういったものについては、私自身は10日以上、2週間程度は潜伏期間というものがあるんじゃないかというふうに思っています。

つけ加えておきますと、15例目の方と17例目の方の隣近所の住所が近かったんですが、その発症は最後までといいますか、蔓延するまで発生してないわけですね。といいますのも、ここで本当に勉強になるわけですが、15例目、17例目の方につきましては、隣近所七、八件あるわけですが、その方たちに素早くそういった関係があるということで、熱心に防除消毒するよというということで、自分とかが発症する前に、そういった近くの方へ消毒を徹底するように電話等で連絡しているようです。そういうことを踏まえていった場合に、感染というものは非常に消毒、そういったびしゃっとすれば何とかなるんじゃないかというふうな認識があるわけですね。それらをずっと考えてみますと、先ほど言いました4月の23日、5例目、8例目までで、4月の28日ですから、そういった1週間なりの考え方からしますと、潜伏期間でいいますと、先ほど言いました4月の上旬というか、そういった形がおのずとわかってくる。

そして、もう一つ言えるのは、1例目から7例目あたりの関係で申し上げますと、人間関係で申し上げますと、この6例目の方と7例目の方につきましては、一つも接触がないわけですね。6例目までの方につきましては、ほとんど先ほど言いました何らかの形で因果関係があります。6と7ではそういった形がございませぬ。そういうことをずっと踏まえていった場合に、私自身は6例目は当初発生したというのはちょっと疑問視をしているわけですね。この方は別に経営形態が違うからということもあるんでしょうけど、内容的には私が調査する中におきましては、そういったことが伺えます。特に、これらを総合すると、7、8、9という大きな農場の方なんですが、この農場がわずか3日間で全員、全農場に発生しているわけですね。農場関係ですから、そういった行動というか、そういった社員の移動とか、そういった形のもの、それは考えられますが、しかし、7例目で発生したやつが8、9ということで先ほど言いました潜伏期間を考えますと、わずか3日間でこの農場に発生するはずは私はないと思います。ですから、そういった牛そのものですか、そういったことの移動、そういったことが考えられますけど、しかし、それもわずか3日間の中で全頭そういった持ち運びがないと発生しない。

それと、もう一つは、8例目につきましては、先ほど言いました酪農家を通り過ぎた2キロ、3キロ離れておる農場でございませぬ。それらを考えますと、非常に発生源といいますか、感染源の検証というものを考えますと、いろいろ疑問詞がついてくるんじゃないかと思っております。

それから、もう一つ、県の種雄牛についても、5月12日に移動しております。そして、

22日に発生しています。これを見ますと10日間の中で、この12日と22日の10日間ということと考えますと、先ほど言いました1週間から10日の中の形で県の種雄牛についてもこちらで感染していたものが発症までこういった10日間かかっているという感じがするわけですね。ですから、農場で3日間の中で感染確認が常識ではあり得ないというふうに私自身は思っております。これらにつきまして、言えることと言えないこと、町長自身もあるかというふうに思うんですが、こういった現地の声というものの聞き取りというものは今後なされるつもりはないのか、お伺いしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） その病菌の流れというのは、今言われたようなことというのは、あらかた話の中であるわけでございます。問題は、何で最初のところが発症したのかと、このことが大事でございますので、そういう意味合いで、国の疫学調査については検証してほしいと、このように申し上げているところでございます。

それで、今ずっと、るる説明ございましたけれども、そこあたりのことをいろいろやるのが適切かどうかというのは、ちょっと検討する必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 前向きにいろんな調査をすることにおきまして、発表することは別として、調査することは別に構わないだろうというふうに思いますので、ぜひともやっていただきたいと思います。まず、今後の、先ほど言いますように、初動的なマニュアルというか、町としてできることを考えてみたいというふうに思っています。まず、先ほど言いますように、初動の遅れにつきましては、いろんな形があるというふうに思うんですが、しかし、町としてのこれだけは整理するべきじゃないかという認識をしております。また、この地元、獣医師さん、それからJAとの連携、そういった形の中で初動的なものをしていただきたいというふうに思います。

最初、私がこの口蹄疫にかかるNOSA Iの取り組みということではいただいておりますが、その中におきまして、一番残念であったのは、この児湯管内の獣医師さんたちが4月20日以降の5月の4日までですか、それにつきましては、1人もこういった初動活動にといいいますか、当たってないというのが実態でございます。そういうことにおきましては、全部といいいますか、郡外の方の対応ということ、それから、県外の方の対応ということになっていくわけですが、その認識の中でもう少し整理したいということで、獣医師さんから申し上げれば、今児湯の獣医師会の会長は西都の方がやっておられるんですが、その方のいわくは、やはり地元の方がやらなければということで、確かに患畜、患畜というか、感染問題もありますけど、そういったことを配慮しながら、こういったものに対応しなければということでございます。その中におきまして、NOSA Iにおきましては、県の獣医師の派遣を4月の22日に打診をしております。その中におきまして、先ほど言いますように感染問題、地元の獣医師は全部自宅待機でしてくださいという話の中で全部しております。そして、殺処分へ獣医師派遣を開始したのが、先ほど言った5月4日なんですね。それらにつきまして、そう

すると開業獣医師さんたちが作業に当たったのは、これ以降になるというふうに思います。ですから、作業の遅れは必然とした、ですから、もう間に合わなくなった時点でこういった形をなされてると。

それから、先ほど言いました開業獣医師の方が、7例目の725頭が3日間かかっていると、処分には。それにおきましては、どうしても私たちであれば、その半分でいいんですよ。1人でやりますという話も聞かれました。ですから、いかに現場サイドを知らないそういった携わる人が、この初動のマニュアルの中に入って来たというのが、私は非常な欠点じゃないかということで、獣医師さんたちもそういう意見でございました。

そして、一つつけ加えて申し上げれば、先だって9月20日におきまして、えびのでちょっとしたトラブルといいますか、そういった疑わしきものがあるということでございましたけど、これらを聞いてみますと、NOSA Iの獣医師は、もう1日には周知しまして2日には対応ということで、児湯、このNOSA Iのほうから4名ほどの獣医師がえびののほうに行かれたそうです。ですから、こういった処置の過ちを二度とということ、たしかそういった行動がなされたというふうに思います。こういうことが今回の発生の中でそういった対応がなされれば、もう少し前向きな対応ができたんじゃないかというふうに私は思っております。

それらを含めて、この初動のマニュアル、それから、それらにつきまして、特措法の認識等もしていかなければいけないと思いますが、この特措法におきましては、今後また24時間で埋設までしなさいというふうな書き方しておりますが、それらにつきましては、もう少し中身のある現場に合ったもので私は考えているんですが、こういった初動のマニュアル、それから、特措法に対しましてのそういった町との認識を町長にお伺いしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 今後の課題、また実際にえびのとか都城とか対処された場合、非常に迅速に行われたと、こういう流れがあるわけでございます。そういう意味合いを含めて今後のマニュアル化の問題というのは、十分検討をしていく課題だと思っております。そういうことで、今後の県とか国とかマニュアル等を含めて、町がとるべき課題等のマニュアル化を検討をしていくことになるかと、こう思っております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 私が申し上げたのは、特別措置法につきまして、72時間を今度は24時間じゃないけど、そういった形の認識のもとで処置されよと。そういった町としての認識。それから、初動におきましての今後発生することがあったら困るわけですが、そういったものに対しての町の認識ということで考えていただきたいというふうに思いますが、感染源の初動の取り組み、感染源の検証ということで一言町長のお考えを伺いたいと思いますが、国の県の対策の中で行われました作業日報ですね、日誌といいますのは、現場におきましての農場の殺処分につきましては、恐らく家保の人が中心になってそういった処分の状況というもので把握されて、そういったものにつきまして、日報等が提出されているかという

ふうに思うんですが、それらにつきまして、先ほど言いました町としての初動マニュアルに生かすためにも、そういったものの風評といたしますか、提出は先ほどの同僚議員の中では、そういったものを聞きたいということですが、改めて日報等の提出を求められないのか、お伺いしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） そう秘密の話ではありませんので、家保と協議をさせていただきたいと思います。

○議員（竹本 修君） これを私は何で申し上げますかというのは、県議会におきまして質問依頼をしたんですが、その時におきまして、そういった事案じゃないということで片づけられた経緯がございます。これは6月の時点でありましたけども、しかし、それは情報公開といたしますか、これをしないとやはり現場においての精度性といたしますか、反精度性と言いますか、そういった農家サイドから見た場合に、ぜひともそれは必要じゃないかと、今後の再建に向けての考え方もあるものですから、そういうことでぜひともこういった提出を求めていただきたいというふうに思っています。これが最大の、私は認識につながるんじゃないかというふうに思っています。

じゃあ、次に移らせていただきたいと思います。先ほど国の支援等につきましては、非常に遅れているということは私も認識しておりますが、町サイドでどうなるものじゃございませんけど、しかし、現実的には確かに建て替えローンとかいろんなことはございます。そういうことでさらに積極的に、先ほど同僚議員からも言われましたけど、やっぱり特別交付金、交付税等の満額といたしますか、要求に対しましての積極的な努力を求めるものでございます。

それから、地域商工会への対応ということで、これは国のプレミアム券でここに書きましてのは、郡内を初めこういった形が一斉になされました。その中におきまして、やはり先ほど自治体への遅れもございますが、地域商工会等のこの支援金といたしますか、そういったものの遅れがあるわけですね。まだ現在私は100%こういった支援金、支援金というかプレミアム券につきましてのそういった対応がなされてないというふうに思っています。まず、金額につきましても、先月まで半額、それから、今月にいきましても、まだそれを残った分の二、三割が残ってるという状況をお伺いしております。そういった自治体は別といたしましても、こういった商工会との考えにつきましても、非常に国の対応が遅れているということを改めて申し上げているわけでございます。こういった実態があるということで認識をさせていただきたいと思います。

次に、再建への取り組みということでございますが、畜産関係を再建するためには多くの時間、資金が必要であります。基本的なことでお伺いをさせていただきたいと思いますが、先ほどから重複する点がありますが、再建するためには、いろんな形があろうかというふうに思うんですが、最後に畜産組織のことも書いておりますけど、このたぐいにつきましては、豚、それから牛、牛の中におきましても、繁殖牛、肥育牛、酪農、そういった形がある中におきまして、非常にその組織の中の温度差が見られるというふうに思うんですが、そこ

あたりへの今の現状におきましての町としての組織への指導といたしますか、そういうものがありましたらお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（押川 義光君） 各組織への町としての指導のあり方でございますが、和牛の同志会がございまして、その団体につきましては、今年度から繁殖部会長さまにお断りしながら、私が定例的な会議に出て、その中で町としての考え方、いろんなことを述べる機会を与えていただいております。

その他、酪農関係につきましては、年間総会等、中に入るぐらいでございますが、その間は担当職員によるいろんな伝達と、そういうような形で進めております。もちろん肥育につきましても、同じような状態でございますが、特に今まで養豚関係につきましては、オーエスキーの問題も大変重要でありまして取り組んできましたので、養豚関係につきましては、年間相当なる回数でその団体の指導は一緒に行ってきたというような、指導といたしますか、同じ取り組みを一緒になってやってきたというような状況でございます。ただ、以前から特別委員会でも申しましたとおり、各団体の今後のやはり組織的な強化というのは、今回の一件でなお一層増してきたという感覚でございますので、そのことも含めて畜産復興対策会議の中で今議論されているところでございます。今後ともこの団体の組織強化には努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 今私がそれを何で申し上げるかということになりますと、先ほど同僚議員の中におきましても、患畜ワクチン農家、非常に温度差がある対応をされているというのがあるということで質問されましたけども、その中におきまして、ワクチン接種農家といたしますか、その方たちの割合といたしますか、共済に加入している方、加入していない方につきましても非常に本町におきましては温度差が激しいということが言えるかと思っております。なんで組織の指導はということで上げましたのは、家畜共済につきましては、この11町ですか、この中央のとりまとめの中におきましては、郡内において非常に川南が断トツに悪いわけですね。

といたしますのが、全体では、県全体では、75%の方がワクチン接種の中では共済事業に入っている。そして、一番いいところにおきましては、88%の加入率でございます。本町が一番悪くて、57%、58%、その段階なんです。といたしますのも、2人に1人、2戸に1戸というような形になるわけで、非常に温度差が激しいということで認識されております。町の先だっこのこういった家畜導入につきましても、共済に加入者を前提とした、そういった事業推進もされております。今回、先ほどから、8月の末から牛の導入ということで預託制度の中で購入されておりますが、そういった形につきましても、月掛けの共済事業の中で対処されております。そういうことを含んでいった場合に、いかにやはりこういった国の事業である共済事業、それらを含めた対処がなされていく中での、こういった今後の再建というものは私はぜひとも必要じゃないかというふうに思うんですね。そういうことを踏まえて、さらに

対処していただいたらなというふうに思っておるところです。

ちなみに、88%というのは、お隣の都農町でございます。全部申し上げれば、西都市が87%、それから、高鍋町が69%、新富は72ですね、それと木城が74、それから、先ほど言いました都農が88ということで、全体では75%ぐらいの加入者ということでございます。ですから、先ほどから申し上げますように、やっぱり組織、そういったものに関しての中身も深めていただきたいなというふうに思っておるところです。

畜産の組織、それから、あらゆる環境問題等を知る必要性があるということで、申し上げておりますが、それらに向けて最後の質問となりますが、それらを含めた、なかなか制約事項が発生しますので、各農家ともども難しいかなという気もしておりますが、環境、それから、そういった発生地におけるところの整理等もするためにも、中身で申し上げれば、獣医師の指導性、それから、地域の全体性、そういったものに対しての条例、こういった家畜導入に当たっての条例等の設置はできないものかお伺いしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 共済というのは、これはもう自分の経営を守る制度だと思うんですよね。それで、これは条例で強制的にどうなさいますとか、こうなさいますという話ではないんじゃないかという気がしますので。

○議員（竹本 修君） 今共済をこの条例の中にうたえとか、そういうことを言っているんじゃないんですよ、私は。共済は別問題です。その条例につきましては、先ほどいいますように、発症地におけるところの整理をしていきたい。今回何でそれを申し上げるかというのは、結局大きな農場、小さい農場、多々あるわけですが、しかし、その中の連携がなされていなかったというのが非常に欠点だろうというふうに思います。ですから、その意味において組織の中で、先ほど指導をしていただきたいというのは、そこであつたんですが、といいますのは、結局私たちの同志会なら同志会、部会なら部会というのものの組織の流れに農場というものが第三者的には民間の中ではなかったと。ですから、そのつながりをどうしていった、一本にできないかというのが私の今の、住民の中でそういった制度ができないかというのが、考え方なんです。ですから、先ほどいいますように、こういった町での条例といいますか、そういったものを作成する中におきまして、獣医師がいつでも検査といいますか、そういったものを入れるよとか、そして、地域のこういった方に監視なさいますよとか、そういった形の一連した皆さんが関係するような連絡網ができるような形が、そういった条例の中で、条例とまでは言いませんが、いろんな形でできないものか。また、そういうものにつきましての町の指導はできないものかということで伺ってるんです。その中に共済事業入れるとか、そういったことは申し上げておりません。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（内野宮 正英君） 家伝法とか、そういう衛生法とか、いろんなものがあるんだと思いますが、そういう中で、基本的には自衛防の中でいろいろ取り決めがされております。そういうことから、やはりそういうようなものを実施をしていくと、こういう形にしていく

ためには、やはり全体の経営をしっかりとものにやっつけていこうじゃないかと、そういう上でそういうことも認めていこうじゃないかと。やっぱりそういうような願いからすれば、条例がどうかというようになくて、みんながそういう体制で取り組んでいくような形が一番いいと、そう思います。

で、そういう立場から言えば、ちょっと自衛防の関係とか家伝法とか等の整合性を含めて検討はしてみたいと思いますけれども、できたら、やはり定期的な検査だとか消毒だとか、そういうことがやはりできるような環境づくりというのを組織の中で検討をいただくのが基本的には一番いいんじゃないかと、そのことが一方では皆さん全体の意識が上がると、そういう方向にやっぱり対策は求めていくべきではないかと、そのように思っております。検討はしてみますけれども、できますなら、そういう作業ができるような環境の中で今後畜産経営をやろうじゃないかと、そういうやはり形に持っていくことが望ましいんじゃないかと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議員（竹本 修君） 前向きにいろんな形で対処していただきたいと思います。

最後に、要望な点を申し上げて終わりたいと思いますが、今発症地におきましての非常に不信感といいますか、そういうものがあります。それらに向けての整理、これは確定が恐らく難しいだろうというふうに思うんですが、一つの方向性としてそういったものを出していかなければというふうに思ってます。私も今後、獣医師さんと地元の方との話もしていきたいなというふうに思ってますが、しかし、現実的にもう導入という再建に向かっております。早めにそういったことを整理されて、今後対応をしていただきたいなというふうに思っています。いろんな形でこれから畜産再建に向けての行政の指導、それから、今までの御苦労といいますか、いろんな形の作業ということで非常に心強く思ってますが、それらを今度生かすためにも、そういった対処をなされたいとお願いしたいというふうに思います。いろんな要望を申し上げましたけど、先ほど言いました条例等を含めまして、マニュアル等を含めまして、前向きに検討されることを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川越 忠明君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後 2 時56分休憩

.....
午後 3 時06分再開

○議長（川越 忠明君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、徳弘美津子君に発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 通告書に基づき質問をいたします。

まず、敬老会行事に関してですが、敬老の日は日本の国民の祝日の1日で、国民の祝日に関する法律では、多年にわたり社会に尽してきた老人を敬愛し、長寿を祝うことを主旨とし

ています。川南町においても敬老行事実施要綱として、高齢者の長年の社会貢献に対し感謝するとともに、長寿を祝福し敬老の意を表するため、各区ごとに敬老行事を開催し、地域福祉活動の促進を図ることを目的とし、校区単位のお祝いから17年度より区主体でとり行われております。現在の川南町における敬老会行事は、町から参加予定者1名につき700円と、区に対し、事務費相当分として一律2万円をプラスしたものが交付されます。21年度実績は244万2,800円、22年度予算では250万4,000円が計上されています。内訳としては、町内70歳すべての対象者3,613名に700円を乗じて、参加予定を80%で計上され、分館に2万円掛ける24区分とされております。この80%は、21年度の実績によるものと考えられます。

この敬老会は、区の行事として行うのですが、区長さんは組織を持たないので分館に持ち帰り、振興班長の協力を得ながら文書を配布するなど、区によりさまざまな方法で参加を募り敬老行事を行っております。その内容はさまざまであるでしょう。

そこで、5年の区切りとして質問させていただきます。敬老の日の各区の活動の状況としては、全24区ではどのように参加者を募り、どのような行事を行っているのかお聞きいたします。

また、振興班加入者以外の参加については、具体的な数字を把握していらっしゃるのかお聞きいたします。

それから、これからの高齢化と振興班離れに伴う、参加率を踏まえた敬老の日の行事のあり方について。17年度からこのような形の敬老会行事を5年間通していくことで、どのように精査しているかお聞きいたします。

次に、子育て支援ですが、民主党政権での子ども手当が月額1万3,000円支給され、高校にあたっては県立は授業料免除、私立高校も一部補助され、少子化に何とか歯止めをかけようとしています。しかし、現実問題としては、このような政策を持ってきても、本当に子供を産み育てようとする親がどのぐらいいるのか考えさせられます。どのようにしたら子供を産みたいと思える環境ができるのか、国に子供はいません。いるのは末端である市町村です。今、県・市町村単位で一つ一つ考えていかないといけない時期ではないかと思えます。

現在、県では、本県の20年後の将来像を描いた上で、総合計画の策定に取りかかっております。川南から3名出ており、私も参加させていただいておりますが、その中で20年後の将来推計を見る中で、このまま何も手を打たないでいると宮崎県の人口は6分の1減り、96万2,000人になります。15歳未満の割合は、現在の人口の7人に1人から10人に1人と減少、働く世代として15歳から64歳までは、現在の5人に3人から2人に1人に減少になります。65歳以上に関しては、現在の4人に1人から3人に1人以上、75歳に至っては、現在の9人に1人から5人に1人に増加していきます。

宮崎県は全国平均より約5年早く高齢化が進んでおります。大学進学や就職などで若年層の人口流出が続いております。地域全体も希薄化が進み、身近なおばちゃん、おじちゃん存在が見えなくなっています。また、それ以上に現在の子育て世代も変化しております。考

えもしない幼児虐待や育児、子育て放棄、一方ではモンスターペアレントと言われる保護者
におけるの学校に対しての要望が、昔とは違う生活習慣や考え方をを持った保護者が教育の現
場を混乱させているとも言われます。よく「今ごろの親は」と聞きますが、その責任の一端
は、今ごろの親の親の私たちにあります。その責任として、さまざまな形で保護者支援がす
ることができたら幼児虐待もモンスターペアレントの数も減っていくのではないのでしょうか。
それらを考え、まず乳児期からのさまざまな支援を通し、これから求められる行政の立場で
の子育て環境の整備が何であるか、健やかな成長を、少子化も加速する中でも、働きながら
子育てをしていく上で、川南に残りたい、そして、川南に帰りたいと考える世代に魅力ある
子育てに恵まれた環境をつくり上げるために、どのような考えであるかをお聞きいたします。

ことし3月に出されました次世代育成支援対策後期行動計画に打ち出したさまざまな政策
があります。その中で、さまざまなアンケート結果を踏まえ、今一番求められている支援は
何なのか、どのような考えであるかをお聞きいたします。

また、これからの子育て世代が住み続けることのできる魅力ある川南町の姿をどう描いて
おられるかお聞きいたします。

まず、5年前の17年3月に策定された行動計画の実証の検証をどのようにされたかお聞き
いたします。

それから、22年3月に出された次世代育成支援対策後期行動計画での早急に受ける支援策
は、どれからと考えていらっしゃるか。

そして、安心して子育てができる環境づくりとして、子育て世代が町内に住み続けること
のできる支援をどう考えるか。特に、その中での今後の公立保育所の役割と認可保育所との
役割とのことをお聞きいたします。

社会全体で子育てを行う体制という3月議会での運営方針でもございましたが、具体的な
方法としてどのように考えているかもお聞きいたします。

3点目として、役職のあり方ですが、各種さまざまな委員会や協議会のメンバーを見ます
と、さまざまな団体の長が幾つも兼務され、非常に負担を負っているように思えますが、そ
の現状をどのように考えておられるか伺います。

まず、各委員会・協議会の役職のあり方について、あて職の割り当ての状況をどう考えて
いらっしゃるのか。

2点目に、行政任せにしない、充実した住民自治を、その選出方法としてはどういうふう
に考えられるかをお聞きいたします。

○町長（内野宮 正英君） 徳弘議員の御質問にお答えをいたします。

まず、敬老行事の各区活動の状況ということでございますが、先ほどもございましたよう
に、全体としては、80%程度の参加をいただいているということでございますので、ほぼ理
解できる開催の方法ではないかと、このように思っております。また、開催行事の中身とい
うのは、集まっていただいているいろいろお話をさせていただく、あるいは再会を喜んでいただく

と、こういうような中身でありまして、それは何をやるのかという特定はいたしておりませんが、そういう中で楽しくひと時を過ごしていただきたいと。また、健康であることを喜び合っていたいただきたいというのが大きな目的ではないかと、こう思っております。

それから、振興班加入者以外の参加につきましては、これは加入者は振興班を通じて、また、全戸に対象者全員にはがきを出して案内をする、両方ありますが、ほぼ全体、高齢者管内の皆さんについては、はがき等を出して案内をするということにいたしております。

それから、これから高齢者と振興班離れに伴う、参加率を踏まえた敬老の日の行事についてということですが、分館を通しては、やっぱり分館区長にお願いしているわけですが、地域としては非常に大きな行事になってるというふうに理解をいたしております。これも非常に地域によって開催の中身も違う、違うといいますか、対応の仕方が違うところがあるわけですが、やはり地域の皆さん方が料理をつくって、そして提供する、そういうようなことをやっている地区もあるわけですが、そこがなかなかできない、数によってできないところもあるかと思いますが、いろいろな工夫の中でその開催をいただくと、こういうことで参加の状況からすれば、一応よしとすべきことではないかというふうに思っております。

それから、子育て支援の問題であります。その行動計画についていろいろ御意見ございましたけれども、本当に今、想定される都市部と農村部では違いがあるかもしれませんが、今政策的に行われているような事業というのは、一部、例えば病後児の保育とか、また夜間保育とか、こういうのはちょっと今まだ実施をいたしておりませんが、ほぼ全体的には実施をしておるといふふうに思っております。そこで、保護者の皆さん方からすれば、どう利用するかということでもいろいろあるかと思いますが、ほぼ民間保育所、町立、含めて保育環境というのは整っているのではないかと、そう思っております。

また、いろいろな問題というか大きな問題というのは発生をいたしておりませんので、公立、私立にかかわらず、良好な保育をしていただいているというふうに理解をいたしておるところでございます。

それから、町全体、社会全体で子育てを行う体制の具体的な方法ということで、これはもういろんなことを実はやっていただいております。徳弘議員もそれぞれ対応をいただいていると思いますけれども、具体的に申し上げますと、子育て支援センターだとか見守り運動、声かけ運動とか、あるいは夜市等では夜間の9時以降の補導活動だとか、あるいは水泳時の監視員の問題だとか、いろいろのことをやっていただいているところでございます。そういうことで、さらに足りない、こんなことはどうかということであれば、それはまた、そういう皆さん方と協議をしながら対処をしてみたいと考えております。

どちらにしましても、いろいろ見守り活動とかいろいろあるわけですが、これも一方では、やっぱり継続的にやっていきまないと、もう知らない人に声をかけるなどというようなことも学校では指導をされているという面もあります。ですから、やはりこちら

を言うことになると、やはり継続的にやっていかないと、やはり信頼関係ができていない、こういう関係もございますので、これらは今のところ、声かけ事案とか、そういうような事案もないとは言えませんが、まず今のところ問題になるようなことは起こっていないということではありますが、社会で見守っていくというのは非常に重要なことだというふうに思っております。

それから、あて職等の御意見でございますが、条例等で構成とかいろいろなことを規則・要綱で定めております。それで、そういう中で各それぞれの委員会とか等については、やはり関係する団体、あるいは広い大きい組織の代表者、こういうことで御意見のように同じ人がたくさんなっているじゃないかということはあるわけでございます。で、そこで一応代表者でございますので、そういう観点から、また組織の中でもいろいろそういう委員会とかいろいろなものが出た場合には、組織の中でもいろいろまた御意見をいただいて、御意見を聞いてもらって、それを委員会に反映させると、こういう一つの方向性で行っているということでございます。それで一応役割、出席を分散するというのであれば、それぞれの組織に対して要請をかけている中身でございますので、それは検討をいただいてもいいのではないかと、こう思っております。

ただ、代表者と代表者でない場合の対応の仕方については、それなりの組織が責任というわけではありませんけれども、そういうものを持って対応いただければ、それでも問題はないのではないかと。ただ、やはりそれぞれの大きい組織ごとの代表ということをお願いをいたしておりますし、また、そこにいろんなことを反映していくという逆の立場もあるわけでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

で、そういう形から行政としましては、いろんな組織ございますけれども、行政の側のそういういろんな事業を進める上での必要性に基づいて設立をいたしておるわけでございますので、それは御理解をいただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、まず敬老行事のほうからお伺いたします。

80%ということが実績だということですが、校区ごとの数字とかを町長は把握してらっしゃいますでしょうか。校区ごとの実数は把握されていますか。校区ごとにそしたらお知らせ願います。（発言する者あり）後で、それでは議員のほうに把握していただくんですね、皆さんに。

それでは。80%という数字の裏づけですが、80%があるということは、相当いい数字ですね。3,400人のうちの80%ということで、現実には20区では、私は20区では振興班長の役として携わってもらって、敬老行事にも参加させていただいておりますが、20区は34.5%、70人です。対象者が203人のうちの70人、大体こんなものです、私も大体見ておると。ほかの区では100%近い数字もやっぱりないと80%という数字は上がらないと思うんですね。どうやって皆さん集めていらっしゃるのかなと、各地区においては職員の方が張りつけでいらっし

やいますので、現状をわかっていらっしゃると思うんですが、うちの場合は物理的に200人が入る会場がありません。80人が精いっぱいです。その中で、ほかの区では100%、100人、150人、140人という数字がつり上がっておると思うんですが、これは実績として町長は認識されていらっしゃると思いますか。町長は敬老会の日には回れるだけ校区に回れると思うんですけども、5年間見ていらっしゃる中で感じていらっしゃると思いますか、それだけの方がいらっしゃるということ。

○町長（内野宮 正英君） 数の中で、そのパーセントがすべて正解というふうには思っておりませんが、やはり一部はその敬老会を運営していくためのお手伝いをさせていただく方とかいろいろの関係もございます。そういうこと等もございますので、若干そういう点では対象者にかかる、実出席をするという返事をいただいた人と、それから、人数との関係、実際に参加された人の関係については、若干差は当然これは出てくるというふうに思います。それは当日によって都合が出たとかいろいろなことありましようから、そういうことで人数的には若干相違はあるというふうに思っております。

以上です。

○議長（川越 忠明君） ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

○議員（徳弘 美津子君） 今言われる中では、もともとの主旨であるところの、1人700円の経費と事務負担金2万円の中でやりなさいよと言ってるわけですね。それを正直にやっているところもあるわけです。実際うちも20区だけ、申させていただくと、70人という数字は、はっきり言いまして大体参加者が50名ぐらいです。20名というのが役員さん、あと演劇をしてくださることに何も出されないんですね、予算がないので。もともとこの敬老行事というのは区の行事であって、分館の行事ではないわけです。だから分館の費用を持ち出すわけにいきませんので、その中でやり繰りをしないといけないという現状の中で、演劇をしていただく方に何も差し上げられない。お弁当ぐらいしか差し上げられないんですよと区長さんがすごく申しわけなさそうに言われるわけです。その中で、今町長がやっぱいろんなことの趣旨の中でと言われて、それがわかっていらっしゃるのなら、80%の数字をもう100に上げて、参加対象者ほどもう振り分けてくださったほうが、よっぽど後ろめたい気持ちの中で申請する必要もないのではないかと思います。現実に80%の数字は実際じゃないと思いますよ。平成16年の校区ごとのときには、川小校区が42%、山本校区が47%、東小校区が51%、通山校区が32%、多賀校区で40%、平均42.6%です。これが本当の数字です。もう高齢化がどんどん進んでいるので、現在実際はこれぐらいだと思うんですよ、各区においても。やっぱ聞かれるともう遠いから行けないとか、私個人の方にも勧めてお話に行くんですけど、振興班抜けている以上は行けないよって言われます。本当にそういうのが現状だと思うんですね。でも、やっつけ仕事か何かわかりませんが、行政としてこれだけ予算やるからやっってくださいよって、80%で満足しているという現状なのか、本当にその区に託している以

上は、ちゃんとそこは見て、現状を見て予算措置をするべきところはしていただく、演劇の人でさえ頼めない状態の中でやっていくということは、これは5年を通した中では見直しをするべきではないでしょうか。

○町長（内野宮 正英君） もうちょっとゆっくり話をしていただくとわかりやすいんですけど、それで何で区ごとにしたかというのは、そういう先ほど言われるような40とか50とかいう数字だから、もう少しこれをやっぱり上げて、やはり地域の皆さんがより交流をいただくような形にしようというのが、区ごとに開催をする大きなねらいでやってきているわけで、それで20区とおっしゃいましたので、20区はちょっと聞いてみますが、どういうことでどうなっているかというのを、決算書も出てますのでわかると思いますが、やはり若干の弾力は持って運営をしていただいているという話はしております。そういうことでしていただきたいということがまず第1点。

それから、分館から運営費の中には、個人世帯にかかる助成も支出しているんですよ。ですから、そういう案内とか、若干の経費を出すことについては、そうですね、問題のことにはならないのではないかと、分館からですね、というふうに思います。で、そういうことで人数とパーセントと実態とが多少あるじゃないかという御意見だと思うんですけど、多少の問題はないとは言えませんが、今一応それなりの成果を上げて皆さん取り組んでいただいておりますので、それはひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議員（徳弘 美津子君） その数字の差を見て今後に生かす、だから一回やっぱり5年を見直した中で、分館長さんにアンケートをとるなりをして、今後どのように敬老行事を進めていくか。私敬老行事を進めていかないといけないと思うんですよ。実際最初の年は、文書が来たときに、入りきれない場合はお断りする場合がありますという現状なんですね。それぞれ24区、どういう会館を使っているかわかりませんが、入りきれないという状況もあるわけですね。そこは解決しつつ、区の方にやはり負担のないようにしないと、今言われるように、分館には個人の方も予算措置していますよと言うけども、現実に各振興班に入っているか方は分館負担金は、振興班に入っている人しか出してないわけですね。その認識しか住民の方はないと思うんですよ。分館の中に個人の方の分も措置しておいて入ってますよと言われても、なかなかわかりにくい。だからその中で敬老行事を行うときに、個人の方が入りにくいという現状があると思うんですね。だから、この敬老行事は町の行事であるならば、一回5年間を見た中で、私は80%を100%にして、参加対象者ほどはちゃんと振ってもらって、そして、その中で活発にやっていただくように、例えば職員の方の協力を仰ぎながら演技をしてもらおう方を探すだとか、いろんなことをして、行って楽しかったという会にしてほしいんです。

私は母に聞きました。「敬老会行事どんな」って言ったら、「うん、みんなに会えるから楽しいよ」って。で、うちの母も私が連れて行けないとだれか家のものが連れて行かないと行けないんですね。現実に、本当に行きたくても遠くて行けない人もいらっしゃるわけです。

だから、そういうところも振興班長さんに協力を仰ぎながら、やはり本当に80%近い数字の人が行けるようにやっていけるように、町の職員の方が各地区で張りつけているわけですので、ぜひそこは1年に1回ですので、活発にやっていただきたいなと思っております。

で、これ意見としてちょっと上がったときに、トロンドームで一括でやったほうがいいんじゃないかという意見がございます。人数的に考えて40%にしたときに、1,200人ぐらいですので、唐中校区と国中校区という分け方をして、分館芸能のときに持ってきたりとか、いろんな考え方はあるんですが、今後高齢化が進みながらも個人化も進んでいく中で、ふえつつ実際は参加する人が少なくなっていく現状がないように、で、実績をきちんと実態をちゃんと見ていただきたいなと思います。

で、次に、子育てですけれども、まず5年前に策定された計画の中の検証というのは、5年間結果がありますが、ほぼ大体計画通り進まれたという認識の中でいいと思うんですね。で、私もちょっと見たときに、大体やれてると。ただ、どうしても費用がかかる分についてはやれてない。で、保育所の民営化もやはりまだ進んで、あと一つ進んでない状態があります。それから、次世代支援についてですけれども、これですね、これも予算使ってつくってるわけですけれども、ちょっと何人かの人に聞いたけども、こういうのは見たこともないという人がたくさんいます。形上こうやってつくって、これはこうしたいという町で言うところのマニフェストみたいなもので、子育てに対することをこうしていきたいというのがあるわけです。これをホームページなどで閲覧ができたりとか、何か方法で知らない、こういうのがあることを知らないということがないようにする方法とかを考えていただけないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○町長（内野宮 正英君） その時々ですよ、必要性がある対象者が必要な時ごとに、いろんな情報というのはその対象者に対して情報を流しているというふうに思っております。後で担当課長から答弁させますけど、そういう保護への対応をもって、今はやっていきませんと、例えば母子保健とかあるんですけど、これは一回はがきを出して、それから母子保健委員がまた改めて保護に電話をして、いつありますよと、受けられますから受けなさいよと、そんなことまで実は対応をしている健診もあります。そういうことで、かなりいろんな形で子育てという母親教育を含めて対応はさせていただいていると。子育て支援については、町、区長のほうもいろんな時には、対応をいただいていると、そういうようなことも実は行われているところがございます。そういう意味合いでは、まだ足りないところがあることは間違いないと思いますけど、かなり力を入れてやっていただいているのが、今の実態ではないかなと、こう思っております。ちょっと具体的に健康福祉課長のほうからちょっと説明をお願いしたいと思います。

○健康福祉課長（米田 正直君） ただいまの質問にお答えしていきたいと思いますが、川南町では、一応大きく分けて7項目の計画を立てておりました。前期計画です、それについて検証していったわけでありましたが、今の質問につきましては、行動計画の存在について

て周知をとということでございますけれども、これ幅が広くて、それぞれ課が分散しております。そういった意味でそれぞれの部分につきましては、それぞれの課のほうで周知はされておると思いますが、7項目について若干述べてみたいと思いますけれども、一つが、地域における子育ての支援ということで、地域における子育て支援サービスの充実とか、子育て支援のネットワークづくり、児童の健全育成、それから児童福祉施設の整備充実等ということですね。それから、2番目に母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進ということで、これはもう保健センターのほうで実施をしておりますが、そういったことで、そういった部分については、保健センターのほうで各該当者には連絡をしておるというふうに思っております。

それから、3番目に、子供の心身の健やかな成長に関する教育の環境の整備ですね、これにつきましては、次代の親の育成とか子供の生きる力に向けた学校の教育環境等の整備、それから、家庭や地域の教育力の向上、子供を取り巻く有害環境対策の推進ということで、教育委員会、教育総務課、生涯学習課のほうで、こういったものには取り組んでいただいておりますというようなことでございます。

それから、4番目、子育てを支援する生活環境の整備ということで、良好な居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進ということで、こういった面につきましては、建設課のほうで取り組んでいただいております。

それから、5番目、職業生活と家庭生活との両立の推進ということで、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見通し、仕事と子育ての両立の推進というようなことで、これを子育て支援のほうでいろいろ事業懇切いただいております。

それから、6番目、子供等の安全の確保ということで、子供の交通安全を確保するための活動の推進、子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進、被害に遭った子供の保護の推進というようなことで、関係課のほうでこれも対応していただいております。

7番目、要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進ということで、児童虐待防止対策の充実、母子家庭等の自立支援の推進、障害児施策の充実ということで、これは健康福祉課のほうで取り組まさせていただきます。これの周知につきましても、それぞれ部門的には周知はしておるつもりでございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 多岐課において、さまざまな子育て支援というものがなされているわけですが、なかなかわかりにくい。私も私の関係する団体の絡みでいろいろ参加させていただいてもわかりにくい。この予算は何からきているのか、この事業はどういうものなのか。課が違ったり生涯学習課であったり健康福祉課であったり、なかなかネットワーク化ができていない。それぞれの課の方がどれだけ意思疎通をしてその協議をしてやられているのかわからないんですけども、さまざまな子育て支援があるけども、なかなかわかりにくい。

くくて、保護者も何がどうあるのか実際わからないという状況があります。

で、これ一つの例ですけれども、公立保育所なんかですが、公立保育所は今5カ所あります。で、今年、東保育所が認可保育所になることで、認可保育所が3カ所ございます。公立保育所の充足率は中央保育所が113%、番野地保育所が86.7%、山本が65%、記念館が93%、野田原保育所が125%、平均99.7%です。定員にほぼ達しているとういことですね。ただ定員割れのところもある。これ三つの認可保育所になりますと、ほぼ120%、だから法律ぎりぎりのところで充足してます。特に十文字においては、公立のときに47人の状態のときから、今は75人、もともとの定員数がちょっと変わりますけれども、それでも20人以上増えている状態。で、現実には十文字保育所が民営化になるときに、保育所も古いのでいかななものかなと思ったんですけども、現実にはたくさん園児の方が希望者が来て、充足しているという状況。公立保育所のもたす役割というものが、一体何なのか。

で、今見ると子育て支援でもそうですけれども、休日保育においては認可保育所がされていますね。で、公立保育所がなかなかその措置ができていない。それから、認可保育所にそういうものをやはりお願いをしている現状の中で、保護者が希望する、先ほど町長が病後児保育とか深夜保育はなかなかできませんがという声がありましたけれども、実際保護者の要望としてそういう要望があるわけですね。この計画の中でも33%の人が病後児保育をお願いしたいというのがあるんですが、こうやってやっていくことに対して担当の方というか、行政として認可保育所に対しては要請をしているんですかね。要請をして進めていると考えてよろしいんでしょうか。

○健康福祉課長（米田 正直君） 病後児保育につきましては、正式な要請はしておりません。というのが、言い訳になるかわかりませんが、条件があるようございます。皆さんも御存知だと思いますけれども、看護師1名を置かなければならないというようなことございまして、保育所でそういったものを取り組むのか、または別な施設、例えば病院等でそういったものを取り組むのか、そういったもろもろの考え方があろうかというふうに思っておりますが、今現在のところでは要請はしておりません。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 私も何年前の一般質問で病後児保育所の確立と言ってはいるんですね。実際病気の時ぐらい子供を見なさいよというのは本当にそうです。病気の間ぐらい親が見るべきです。ただ、やはり病気の時はいいいんですけれど、病後ですね、例えばすごく元気なだけでも、人に感染する可能性があるので保育所に行かれないという子たちのときの施設というのがやっぱり、児湯郡には1カ所もないんですね。これは保護者も求めていると思うんですが、これは働き方にも変わってきます。母親が仕事の面接をするときに、まず最初に聞かれるのが、小さいお子さんを持っている方が、「病気の時はいだれが見られますか」って必ず聞かれます。おじいちゃん、おばあちゃんがいる人は、「います」ということで「大丈夫です」って言うんですが、本当にいない人はうそがつけませんので、そのと

きはといたらなかなかそこで就労が決まらないんですね。で、実際現実問題としてもし病後児保育があったとしても、預ける人は少ないかもしれませんが、そういう施設が川南のどこかに1カ所あれば、ああここに出すことができますということが出来るわけです。それが子育て支援なんです。働く親を支援する、それが子育て支援になると思うんですね。で、これはやっぱり認可保育所じゃなかなか厳しいってさすがに言われます。私もめぐみの聖母保育園の先生にちょっと伺えたんですが、近くに病院がないとなかなか大変なんですよと、預かっている間に何かあったときにすぐかけつける病院がないと厳しいんですよっていうことがありましたので、なかなか認可保育所で取り組むのは難しいと思うんです。その中で公立として取り組むべきときは、こういうので取り組み、保健センターを利用しながら、保健師さんがそばにいればできるとか、やはりいろんなことを考えてぜひ5年後にこれはつなげてほしいと思います。この中の計画の中では1カ所計画で上がっておりますので、やはりそこは子育てが終わった私の立場で言いますけども、ぜひこれはお願いしたい。今後景気はもう大変なということで、本当に2馬力で働かないといけない時代になります。母親も本当に就労するために一生懸命です。そういうところから支援をしていただきたいなと思っております。

それから、一つ御質問ですけども、土曜保育というのがあるんですが、公立保育所では、前の月の20日までに書類を出さないと、書類が間に合わなかったら受け入れてくれないんですね。これはよく聞くんですね。これはもう通常保育にするべきではないでしょうか。御応えをお願いします。

○健康福祉課長（米田 正直君） 土曜保育を通常保育にということでございますけれども、これは検討課題にさせていただきたいと思っております。

○議員（徳弘 美津子君） ぜひ前向きをお願いします。すごくこの公立保育所に対して土曜保育に預けるときの対応が、すごく何か「預けるんですか」っていうような感じで言われるらしいです。だからもうお願いをして、もう本当に気の毒な思いをして何か預けてるって聞きます。で、確かに土曜日仕事がなくとも預けることもあって、めぐみの聖母保育園さんも言われました、「もう土曜日保育を通常保育にしたら、出すのが当たり前って感じで出されてます」って言われました。で、本当に仕事の方もいらっしゃいます。で、農家の方もいらっしゃいますので、そこはやっぱりもう多分保育所の人たちの一人一人の感覚なんだろうけども、その声をすごく聞くんですね。土曜保育に対してはすごく何かこう重い、書類を1日前にはなかったらもう出されなかったとか、そこはもう前向きに来年度に関して検討させていただきたいと思っております。

それから、今公立保育所があって、今度民営化も進めていく中で、保育サービスというか、公設民設とも保育サービス、保育水準の維持、向上を図る評価、チェックする体制として、第三者評価制度の導入を検討するお考えなどはございませんでしょうか。

○町長（内野宮 正英君） 非常に理想的なお考えのようにも受け取れるところもあるわけ

でございますが、やはりそのためには、それなりの勉強もしてやっていきませんか、これはちょっと成功しないのではないかと、そう思います。そういうことから、やはり実施をするにしてもこれは非常に多岐にわたってる事業、町の行事でありますから、そういう意味合いでは非常に幅広いと、こういうことからの評価制度というのは、必要性は理解するんですが、やる方法について、やはり十分検討してやらないとちょっと難しい点があるのではないかと、このように思っております。高鍋とかが評価制度をやって公表されました。ああいうものを見たときに、直感的な感じで失礼かもしれませんが、実際そうなのかなあというようなこともございますので、やり方をどうやるのかというのがやっぱり最大の課題だと思いますので、ちょっと検討をしてみる課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議員(徳弘 美津子君) 必死になってもらわないといけないんですよ。その担当課になった職員の方は、一番大事などこなんですね、子育てっていう関係では。もうそれを必死になってもらって、各課で連携でやっていただく、もうよくここの人事があるんですけども、ころころ人事が変わる。もう課長、係長、補佐ぐらいはもうある程度もうそこに精通した職員を置いていただいて、深くそれを学んでいただける、そのことに勉強していただかないと、皆さんは変わらないんですよ、住民の方は立場も何も。職員が変わったからまた1からやる。私聞いてないんですけど、引き継いでないんですよってことがないように、その人事も絡めて次にまたつなぐような表明を町長もされましたが、やはり今後一番大事な基礎は何であるか、人がどう生きるかということだと思えます。その根底にあるのはやはり今からの子供たちなんです。川南に帰っておいでって言える、私になりたいんです。そのためには、やっぱり理想であるかもしれませんが、それなりの予算措置をしていただきたいかと思います。

それから、先ほど答弁の中で、継続的に事業をやっていかないといけないとありますが、これは一つの例ですが、昨年度までは訪問型家庭教育体制充実事業として、県からの予算で250万円ありました。これはことしは90万円で町単独で縮小してやられてます。この事業は、もと小学校の先生や保育所、幼稚園の保育士さんたちの支援チームが5名で組んでおり、保育所、小学校を通して保護者の相談を受けたりする支援です。これはすごく事業形態として、結果として見えにくいです。確実に何人預かったとか、何をして何時間したとかいうふうなのありません。もうこういう事業は継続的にずっとやっていかないといけない。

ところが、ことし250万円から90万円に下げられたことで、その業務さへなかなかできにくい状態にあります。先ほど継続的にやっていくと言われましたが、よく生涯学習課の事業なんかは、3年度で大体終わってしまいます。で、何度か何度か切りかえながらほかの事業と絡めたりしてからやっていくんですが、もう全くその支援がないときには、もうその事業自体がなくなったりとか聞きます。ことし夏休み授業がありますが、来年度はないんじゃないかということもあります。放課後授業ですね。このようなことは、やはりぜひ予算措置をしていただく考えがあるのかどうか。今後こういうのをちゃんと精査して、担当課にどうい

う話を聞いてやっていく考えがあるのか、お聞きいたします。

○町長（内野宮 正英君） もう県の事業というのは、ああいうのは国にしてもそうですが、だんだんだんだん多くなってきているんですよ。そのことがやはり財政上で非常に問題になってきているというようなものがあります。3年ぐらやってても県のほうは手を引くと、国のほうもそうでありますが、そういう事業がだんだん増えてきている。それは非常にいいことはわかっている、その効率的にその事業として行われているのかどうかというやはり検証の中で、それを事業を継続するかどうかというのをやっぱり判断をしていかなきゃいけないと、こう思います。そういうことで、各課いろんな支援があるからどうかというのがあります。それはいいとわかっている、1人でも2人でも対象がおるとすればやらんにやいかんという項目であっても、やはり継続的にやっていくのには、非常にコストがかかり過ぎると。そういうものについては、取捨選択する、あるいは統合する、そういう中での対応の仕方をしていく必要があるというふうに思っております。そういう意味で御意見の関係につきましては、実態をちょっと調査をして、どうするかということを検討させていただきたいと思います。

○議長（川越 忠明君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後3時58分休憩

午後4時08分再開

○議長（川越 忠明君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（徳弘 美津子君） 今までは保育所関係のハード面の整備とかいう感じでは言いました。で、この計画書の中にもありますが、これ町長の言葉ですが、本当でしょうかね。「子供の幸せを第一に考え、行政はもちろん、家庭、地域、学校、職場などが力を合わせて」ってあります。この職場ですね、やはり今は地域、行政、会社、職場としての支援、三つが一緒にならないとなかなか子育ては厳しい状態です。

例えば会社支援としては、女性の育児休暇はもとより、子育てをしながら勤められる環境として、子供が病気のとときに休暇を取りやすくするとか、社内の環境の推進をしていかないといいません。

それから、近年では男性も仕事と家庭を両立していきたいと、若い世代も増加しております。男性も育児休暇が取りやすい職場環境づくりなど、職場の改善は仕事と子供、子育てを両立できる社会を築いていく上で不可欠であります。

職業支援と子育て支援の両立を図るために、企業におけるOB、OGを登録して、子育て中の親が休暇しやすい環境を整備したりとかいう促進、例えばこれ保育所の例をとりますと、保育所の先生もこれは働く女性です。この方たちの小学生を抱えている保育士さんがいます。雨で体育祭が運動会が延期になりました。月曜日になりました。そのときに同じ職場で小学生を抱えている保育士さんがいます。臨時の方と職員の方の優先を考えたときに、臨時の方

に行っていただくようになっていると聞きます。それはその保育所単位の問題でしょうけども、そういうときに、どうしても保育士が不足するときに、例えば保育所のOBである退職された職員の方たちを登録制度にして、そういうときに保育士が足りないときをお願いをして来ていただくとか、臨時雇用ですね、短期的な臨時雇用、そういうような模範的なものをまず行政がやっていただく、そういうことの考えとかは、どのように今のような考えはお考えでしょうか。

○町長（内野宮 正英君） 基本的にはそういう体制、対応については、それぞれの保育士の皆さん方で調整をしてやっていただいているというふうに思っております。ただ、そういう場合というのは、非常に緊急な場合ということが想定されるわけですが、考え方としては、そういう体制をとっておいて、緊急の場合をお願いをするというのは一つの方策だと、こういうふうに思います。

で、そういうことから、どういう、どういうというか、登録できる方がおられるかどうかですね、OBの皆さん等に、またその他でもあるのかもしれませんが、やっぱり保育所で実態勤務のない保育士さんをお願いするというのは、実態として難しいかと思えますけれども、ひとつ検討はしてみたいと思います。

○議員（徳弘 美津子君） いろんなやり方はあると思うんですね。だからやっぱりいろんな考え方とかいろんな方面にわたって好意をいただきながらやっていく、いかにどういうふうに頑張っていく、職員の人も大変です。まず、その役場からそこをやっていく。で、徐々に大きな企業、例えば児湯食鳥であったりとか、児湯食鳥も相当若いお母さんたちを抱えていらっしゃいます。そういうところでも何かそういう方策と一緒にやっていきたいと、そういう行政から働きかけてしっかり地域における職場において、そういう支援というか、いろんなことをぜひ担当課の方はどこの課になるかわかりませんが、そういうソフト面のところも働きかけて、強く働きかけていただきたいと思います。

それから、はい、それで。ぜひ職場に働きかけるというのはお願いしたいと思います。

それから、あて職に関係していますけども、多岐にわたる委員会がありますね、最近できたのでは、口蹄疫の義援金配布委員会、これも区長さん、区長会代表だったり婦人連絡協議会の会長さんであったり、いつもいろんなことに名を連ねている方たちがいらっしゃいますが、この委員会や協議会を持つときに、町内の団体に振ることですけども、その団体において役員の選考に非常に苦慮しております。区長さんでもそうです。区長さんで成り立っている人は1人もいないと思うんですね。選考員の方が一生懸命夜回って、区長さんお願いする。なぜか、区の問題だけを抱えればいいんですけども、いろんなところで町の役の中でいかないけない部分もあるのかなのか、あるのかもしれませんが。うちの団体でもそうです。うちの会長は相当な会に出ています。それは社会教育団体の組織としての出ることなので仕方ないのかもしれませんが、いつもいろんな委員会、協議会の役職員名簿を見ても大体同じメンバーで構成されております。その中で、全く違う分野において、多岐多様にわたり意

見が本当に出ているのかどうか。私ずっと議員になってから思うんですが、ずっとこれを見ていると、いつもお会いする方ってほとんど同じなんですね。町でそれが何割を占めているかわかりませんが、言い方を変えれば、その方で町がまるで運営されているっていうふうにとられかねない。だから、例えば今Uターンでいろんな職業に携わった人たちが帰ってきております。そういう人たちは、そういう人脈がなかったらなかなかその今まで生かされ経験を生かす場がないんですね。だから結局公募制にしてくださいって私前のときにもちょっと言ったと思うんですけども、一般質問でありませんが、公募制にするということに対していかがお考えでしょうか。ある程度の委員会の構成メンバーの中で。

○町長（内野宮 正英君） やはり公募でやるというのは、それなりの、それなりのというか、行政にかかわる行政運営、すべて行政運営上といえれば行政運営上という話になるかと思えますけれども、行政が必要とする一つの審議結果を求め、それを反映するという形のもの、それから、将来方向に向けてのいろんな提言なり御意見をいただくというようなものとか、いろいろその委員会とか研究会とか構成のやり方というのはあると思えます。そういうことによって、公募制にするのか、あるいは公募としましても数人を委員構成の何割かを公募制にするとか、そういうようなやり方というのはあるかというふうに思います。ただ、今やっております各種の協議会とかというものについては、一応行政的にそれぞれの組織を代表する方を中心にして御意見を伺うと、そういう形にしているということでございます。

したがって、その審議いただく内容によって、そういうことを検討するというのはあり得るかというふうに思います。そういうこと、考え方で整理をするのがいいのではないかと、このように思っておるところでございます。

○議員（徳弘 美津子君） だから公募制はしない、公募制については今後も考えていけないということですか。

○町長（内野宮 正英君） 考えていけないということではありませんが、その審議いただく内容だと思うんですね。やっぱり広く公募をして聞いたほうがいいのか、あるいは各組織の代表とか、いろんな組織がありますから、そういう皆さんを広くお集まりいただいて協議したほうがいいのか、あるいはまた、一般の皆さん方からの公募をやってやるのがいいのか、それはそれぞれの懸案事項によって検討するべきことではないかと、そういうことのほうがいいのではないかとということを考えているということでございます。

○議員（徳弘 美津子君） 行政側がお膳立てをして結果ありきの委員会があると思いませんけれども、やはり多岐に及ぶいろんな分野もあると思うんですね。今後に向けて計画していくものもあれば、あくまで決まったものに対してもあるかと思うのですが、10名の役員の中で2名とか、ある程度の割合を決めてやっていくことで、やっぱり住民活動なり、その住民の意識というものが変わっていくかと思うんですね。ただ何となく公募をしない、するということは、入ってきてほしくない人が入ってくるかなとかいう、そういうのがどこかであるのかなと、そこあたりそこの中できちんとやっていきながら、例えば今後につなぐような政

策のあるような委員会のときに公募するときは、ある程度レポートを書いていただいて考え方を述べていただくとか、いろいろあると思うんです。

特に、この口蹄疫のことで、川南はゼロから、マイナスからのスタートです。いろんなことの立場でやっていかないといけないと思うんですね。今後やっぱりそれはつなげていくためには、住民の意識、皆様の意識を高めていくためには、こういうことの委員会を開きますので、ぜひ参加をお願いしますって、そういうものはやっていかないと、いつまでたっても一部の人たちの、それこそ会議なんかほとんど昼間ですので、若い人の参加ができない、あくまで行政側の都合の昼間の庁舎が開いてる時間にしか委員会が開かれない、手を挙げたくても挙げられない、手を挙げる、そういう機関もないですので、これは今後考えていっていかないと、ますます行政におんぶしないために、やはりそういう自立できる住民というものを育てていってほしい。そのためには、まず第一段階でそういう委員会で公募制をしていただくということは、大事なことではないかと思えます。いかがでしょうか。

○町長（内野宮 正英君） いろいろなことがあると思うんですよ。行政に関すること、農業に関すること、福祉なりいろいろなことがあるでしょう。そういう中で、やはり例えば、超不況なりでもの中でも、そういういろんな話題、議題というのは検討いただいていいと、そして、それに対して行政も参加をして意見をお伺いをする。そういうことというのは、どしどし計画してやってほしいと思えます。で、何も何か組織がないとそうだとことでなくて、やはり意見を反映させるという意味合いでは、いろんな組織がありますから、そういう中でいろんな議論をしていただければ、そして、それを提言いただくということでも反映できる組織としてなっているんじゃないかと、こう思います。やっぱり議会もそうだと思うんですよ、いろんな御意見を出していただいて、一緒に協議をし行政を進めていくという役割を持っているわけでありますから、そういう中でも、まずそういう検討課題を見つけて協議をいただいて、提案をしていただくということは、それぞれの専門分野の組織もあるわけでありますから、そういう形のほうがより意見が集約されて反映できるものになるのではないかと、そう思います。やっぱりいろんな審議会とかというのは、基本的にはこちら側のその考え方というのを提案をしていくという形になりますので、多少意見の言いにくいところもあるかもしれませんが、一番そういうおっしゃるような意味合いで言えば、そういう組織のそれぞれのいろんな組織ありますから、そういう組織の中で協議をいただいて提案をいただくと、こういうことがやはり一番身近な問題をとらえて提案できる一つの組織としてあるわけがございます。そういうものをまた議員の皆さん方も受けとめていただいて、また全体の中で議論をいただくということも一つの役割じゃないかと、そう思います。何も審議会がどうのとかということばかり、とか委員会とかそういうことばかりが協議団体ではないというふうに理解をいたしておりますので、そういうこともひとつ積極的に開催をしていただいて、提案をいただければありがたいと、こう思います。

○議員（徳弘 美津子君） はい、長々ありがとうございます。今の一言を集約すると、公

募する意思はないという考え方で議会だよりには書かせていただいてよろしいでしょうか。

○町長（内野宮 正英君） そうは申しておりません。中身によって、そういうこともあってもいいということは申し上げておりますので、なら公募制が絶対にいいかということではないわけでありますからですね、公募がいいのかどうか、そういう問題もあります。ですから、中身によってやっぱり協議する課題、対応する課題だというふうに理解をいただきたいと思えます。

○議員（徳弘 美津子君） 情報公開というか、なかなかいろんな分野に渡って分かりにくい。例えばこういう委員会が開かれた、結果もわかりにくい、だから本当に私、議会に入っただけでわかることで、ほとんど町民の立場でいるときには、何がどうこうなって、で、気がついたら末端行政の説明会があるげなど、そういう状態ですね。で、結局なんかどうなったのかなっていう、口蹄疫でそのままになっておりますけれども、そういう状態で積み上げていく段階での情報公開を議会だけではなく、ホームページなり広報誌を通じて、今こういう経過でこうなっていますよというのは、情報公開はしていかないとなかなかわかりにくい。一部の、今先ほどある程度提案をさせていただくって、職員の方たちの考え方の中でやっていく部分が悪いとは言いませんよ。でもいろんな世界を見てほしい、いろんな分野で働いている方たちの声も聞く中では、今度広くそれは少しずつ視野を広めていってほしいと。いずれ将来各委員会には、必ず自分から手を挙げた人が入っていくというような形ができれば理想だと思っております。

で、これ一つの例ですけども、町民委員会というのが構築をして、町民委員会を募集してだれもが参加できる組織をつくっていく。川南にそういう委員会をつくったってだれも来はせんわって言うかもしれないけれども、それはいろんな努力をしてポスターを張ったり広報誌をしたり、いろんな分野でして、1年でそんなにいきなり100人集めようとは言いません。少しずつ構築をして、私は20年後の責任があるんですよ、私たちは。だからそこに向けて、毎年少しずつそういう人たちを構築して、例えばいろんな委員会を開くときには、その委員会から、じゃあ誰かを出してくださいというようなシステムができるのが一番いいのではないかと考えております。そういうような町民委員会という、昔100人委員会というのがあって、あれはどうなったのかなって私結果を知りませんが、そういうものを立ち上げていくようなお考えはございませんでしょうか。

○町長（内野宮 正英君） 以前100人委員会というのを立ち上げられました。そして、いろいろやられました。結果的には最後はもう参加者も少なくなっていて、機能してないんですよ。やっぱりそういう意味合いでこれやり方が悪いといえどもそりゃまた話は別ですけど、大変参加される方も過重になってきて、だんだん参加が少なくなっていくという経過があります。

で、おっしゃることは十分わかるんですけども、やはり何も大勢の人数を集めていろんなことを協議せんにゃいかんというわけではありませぬので、先ほども申し上げましたように、徳弘議員が所属している議員の中でも、委員会の中でも、そういう議論をしていただいて提

案いただければ、それが一番やはりそれぞれの身近な課題としてやりやすい問題ではないかと、こう思います。やはり何でもそうですけど、関心のあることを協議するのか、全く余らないことを協議するのかでは、その成果も違ってくると、こう思いますので、やはりそういう意味合いでは、いろんな機会を通じてそういう議論をしていただく機会をつくって、提言なりしていただければ、非常にありがたいことではないかなと、そう思います。

○議員（徳弘 美津子君） 何も私が意見を言いたいからそういうのをつくって私を入れてくださいと言っているわけじゃないんですよ。だから自分の委員会でそう言えばいいじゃないですか、そうではなくて、全く何もそういう……

○町長（内野宮 正英君） そういうことを申し上げているのではないですよ。それぞれ例えば町婦協の中で言えば、町婦協ですかね、町婦協の役員されているんですかね、そういう意味で申し上げれば、例えばいろんな町の協議会があると、この分野はいろんな協議会がありますから、この分野はこの人がいいじゃないでしょうかということであれば、それはいいですよと申し上げているんですよ。何も会長じゃないといかんということをお願いしているわけではないので、それは御理解いただきたいと思います。

また、そういう婦協の中でも、いろんな課題があると思うんですよ。そういうものをやっぱり協議いただくと、そういうことこそやはり真のそれぞれの組織、活性化という意味合いでは意義があることじゃないかと、私はそう思うんですけどね。ですから、何も、何か協議会があるからそれで言うことがすべての話ではないので、そういうことでまず進めていただくことのほうが、私はよりその活性化と同じことを協議するわけですから、多くの人と議論し合うわけですから、価値的に言っても効果があることじゃないかなと、私はそう思います。そういうことも一つそういう意味合いでは検討をいただいたらというふうに思っております。

○議員（徳弘 美津子君） なかなかそういう団体に入れば済むことだし、いろいろなことあって、あると思います。だからこれは町民の方に言いたいんですけども、私よく言います、私は女性であり、もし何か役員とか何かの声がかかったら受けてねって。分館でもそう、学校でもそう、受けてねって、受けることによって、そこで学びいろんなことを皆さんと情報を共有しながら、その場に立って意見が言えるようになってほしい。やはりそれは皆さんの考え方とかをちゃんとと言える人になってほしい、言える町民というか、私もそうだったけども、やっぱりなかなかそういう場に行かないと言えない。だからそれを言っております。ただ、何せ給食会でも何でもですけど、給食会はPTAの代表が行きますけども、開催が昼間なんですよ。そこを考慮していただきたいと。その対象者、参加される対象者がどういう人間で構成されているか、もう3分の1でも仕事されている方がいるような学校関係がいたら、夜開催していただいたりとか、そういう開催を考えていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川越 忠明君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午前4時31分散会
